

第12回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年8月18日(月) 午前10時00分
出席議員	委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:池亀豊 委員:吉元健人
欠席議員	委員:田原宗憲
事務局職員	局長:桑野智 係長:瀬戸美里
説明員	前企画財政課長:元島信一 会計管理者兼会計課長:石井紫

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまより第12回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日は、元島前企画財政課長に出席をしていただいております。

我々の目的は、行政の内容についてというか、特に事務処理に対して適正に処理が行われているのかどうなのかというところを確認をしながら、住民から見て信頼される町であってほしい、また、信頼される町の職員であってほしいという観点から調査を行っています。

いろいろと調査をしていく上で、いろいろな課題、問題があるようですので、いろいろと今調査をしているところで、いろいろとお忙しい中、出席をしていただきましてありがとうございます。

本日は、そういう観点から、いろんな面で前課長の言葉というか、思っていることを言つていただければなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、早速、協議事項に入りたいと思います。

質問事項を前もってお渡ししていますので、その質問事項に基づいて質問をしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

まず、書類、特に起案書等の確認。企画財政課長のところにいろんな書類が上がってくると思います。その書類の中で、起案書が正確に、起案者が起案書を作つて正確に上がつてきているというふうな認識で今まで処理をされてきたのか、それともこれはちょっとおかしいなというふうなものが過去にもあったのかをお聞きしたいというふうに思います。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。起案書については、各課の課長が決裁した後に、財政課の管財係のほうの係員、管財係長、それと私が内容を審査をして、課長決裁であれば私が合意の決裁をした後に担当課のほうに戻します。町長、副町長決裁であれば、そのまま町長、副町長決裁のほうに決裁ルートとして回すようになっております。

企画財政課のほうは、内容的なやつのほうの審査を行ひまして、もしそこで矛盾等があれば付箋等を貼つて、各担当課のほうに戻しております。

○委員長（武道 修司君） 今まで、そういうふうにちょっとおかしかったなというふうなものはあまりなかつたですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 元島です。なかつたかと言いますと、やっぱり年に何回かありますので、そういう点は担当係長もしくは私が気づいた点があれば、メモ紙みたいな形で書いて、担当課のほうには戻しておりました。

○委員長（武道 修司君） なぜこの質問をするかというと、特に産業課で上がつてきた書類の中で、液肥センター関係でいくと、竹本さんの起案者が、令和4年、5年に多かつたんです。令和

4年、5年に竹本さんの起案書が多かった関係で、竹本さん本人に確認をしたら、ほぼ、ほとんど起案書は作っていない、本人が。

印鑑は、産業課のほうに預けていったというふうな話があったんです。下田課長補佐に確認をしたら、代わりに作っていたことはあると。ただ後で本人には言っていたというふうな話ですね。

竹本さんが言うには、印鑑は預けていった印鑑と自分の印鑑は違う印鑑で、ほとんどが預けていた印鑑が起案書に押されているというふうな話がありました。特に、修理代の関係で一部、実際修理をしていない請求が上がっているんではないかというところで、一点ちょっと確認をするのに、確認をしたら、本人は見たこともなければ聞いたこともない書類がそこにあるというふうなことで、下田課長補佐にも確認をしたら、下田課長補佐は代わりに作ったけど、本人に言っていたと思いますということなんですね。

そういうふうに代わりに書類を作つて、担当の起案者に報告をしないとかいう話を聞いたことがありますか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 元島です。企画財政課のほうでは、そのようなチェックは行っておりませんので、先ほど私が申し上げたように、書類を元課のほうに返す場合は、総務課のほうに書類を返す棚がありますので、そこのほうに返しておいて、その起案者のほうが、今、委員長が言われたように代わりに押していたとかいう部分まではチェック等はできない。

○委員長（武道 修司君） そういうふうな話も聞いたことはないですか。

○前企画財政課長（元島 信一君） それはありません。

○委員長（武道 修司君） ありませんか。分かりました。

次に、これは、書類をチェックする上で大変重要なことだろうと思うんですけど、分割発注が多く、可能性として多く見られるという。

例えば、ちょっと例でいくと、ほかの部署にもほとんど分割発注が多いなというのはあったんですけど、例えば、一つの例をちょっと出します。

都市政策課で一つの部屋の、まず中の清掃をして、その1週間後か10日後だったと思いますけど、外の清掃をしている。両方とも10万円以下で同じ業者。

部屋の床の修理で、畳の部屋がフローリングに代えるということで、畳の部屋をフローリングに代えて、フローリングを工事をして、それが10万円以下。なおかつ、この畳の処理がその後に、1週間後か4日後か5日後やったと思いますけど、その後に畳の処理、処分が出て、その処分費ということでそれを分けている。通常、畳を先処分にして、床のフローリングというのなら分かるんですけど、床のフローリングを先にして、あとから畳の処分。

これ処分をするのに、例えば、畳業者とかほかのところでしたっていうんなら分かるんですけど、これも同じ業者。両方とも10万円以下。明らかにこれも分割発注になるんだろうというふ

うに思っています。ほかにもいろんな例がちょっとあります。

都市政策課の担当に聞くと、今言われてみれば分割発注の気がします。これは、水道課もどこも一緒です、今言われてみれば。課長に聞いても、今言われてみれば、皆さん同じ答えをするんです。

結果的に、我々がその書類を並べて一覧表にすると思っていなかったのかどうなのか分かりませんけど、明らかに10万円以下にしようという意図が感じられるんです。

企画財政課のほうは、全ての書類が上がってきたときに、これとこれは分割発注ではないかとか、例えば、A、B、Cという部屋があって、同じ時期に清掃するのであれば、まとめて本来ならやらないといけないと思うんですよね。

例えば、草刈りでも一緒です。草刈りの時期が同じ時期にあればまとめてする。これ例えば、建設課であれば、そういうふうにやっているんですよね。でも、ほかの部署は、そういうふうにやっていない。それも全て10万円以下にして競争させない。ただ単に見積りだけで支払いをする。

もっと激しいところというか、先日のやり方でちょっとひどいなと思ったのが、電気工事を、電気工事の会社じゃない会社に依頼をして、それも10万円以下。水道の工事も水道屋さんに、水道の専門店に言ふんじゃなくて、その違う特定業者に言って10万円以下で処理。おまけに、その金額が高いか安いか分かりませんという回答なんです。

ちょっとひどすぎるなということで、今もう少し細かく調査しないといけないなということでやっているんですけど。

今みたいな話でいくと、企画財政課のほうは書類が全て上がってきたときに、そのチェックをしたときに、そういうことに気づかなかったのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。気がつかか、気がつかないといえば、毎日、数百件の伝票が各課から上がりますので、一つ一つの伝票、例えば、1枚目と2枚目の分は、委員長がおっしゃったように、例で言えば、都市政策課のほうが畳とフローリングという形で、同じ日で審査する際に2枚重なっていれば、同じ号番号という形であれば分割発注という形で担当課のほうに聞くことは可能だと思うんですけれども、それが一日、二日ずれたりとかすれば、毎日数百件の伝票を審査しておりますので、財政係のほうでそれを見抜けるかということはちょっと不可能ではないかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 今、不可能ということで、実際的にはかなり厳しいチェックだろうと思うんです。ただ、その業者の件数が、ほかの業者に比べて多分非常に多いんだろうと思うんです。

先日、一覧表で令和4年、5年、6年の3か年の上位5者の随意契約をチェックをさせてもらって、特に都市政策課とかは、明らかにその差が出てきているなという。これは、当然、今言っている業者だけじゃなくて、ほかにも何社かあって、明らかに偏っているなという部分はあるんです。

だから、その全体を見たときに、伝票が上がってきますけど、何百件という伝票が上がってきましたときに、ちょっとこれ多いよな、偏ってるなど、えらい同じところの場所の清掃とかが多いよなというのは気がつかなかったです。実際的には、本当に、その何百件という書類を持ってきて検印を押していくということになると、やっぱり大変だろうと思うんですが、それに気づかなかつたのかどうなのかお聞きしたいと思います。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。日々の伝票チェックで言えば気づかなかつたと思います。

先ほど委員長が申し上げたように、書類というんですか、エクセル等でデータでしたときに、確かに件数が後で見せていただいたときは多いなとは思いましたけども、日々の伝票チェックでは一つずつ、どこの業者がどれくらいの金額で何件やっているよという形で正の字を書いていくような審査をしておりませんので、気づきませんでした。

○委員長（武道 修司君） それと、先ほど言ったように、分割発注の今例を何点か言ったんですけどね。今お話ししたようなのは、やはり基本的には分割発注に私たちは当たるんではないかというふうに思うんですけど、先ほどの例でいくと、それは、やっぱり分割発注になると思うですか、どうですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。そこは案件により次第だと思います。先ほど言われたように、フローリングと畳が逆とか、外の掃除という分と別々の案件でやっていれば、そういうふうに分割発注にはならないと思いますし、元課のほうが1件目、2件目、3件目を順次順番を追って頼もうという形であるんであれば分割発注になると思うんですけど、そういう意図的な伝票の処理はしていないんじゃないのか。

○委員長（武道 修司君） そうなんです。伝票の処理は、そういうふうなことが分からないように処理しているんです。だから、皆さん気がつかないんでしょう。

でも、実際的に同じ部屋であれば、畳の処理を先にして、畳屋さんかなんかに処分をしてもらって、産業廃棄物で処理をしてもらって、それから、フローリングの工事を出すというのが普通の手順だろうと思うんですよね。

ところが、最初にフローリングの工事をやって、その何日か後に畳の処理、同じ業者なんですよ。同じ業者でそれをやるというと、明らかにこれ分割発注だろうと思うんですよね。今の説明で分割発注というふうな感覚はないですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 今、委員長がおっしゃったような形で、作為的に職員がやつていれば、それは分割発注だろうなというふうに思いますけれども、職員はそういうふうにやつていないと思います。

○委員長（武道 修司君） 担当に確認をしたら、担当の方は科目が違う。片一方は修繕費、片一方は手数料で処理をしたので分割発注ではないと思っていたという。同じ隣同士の部屋があつても、部屋が違う部屋だから分割発注にはならないというふうに思っていたという話なんです。

これは、根本的に分割発注という認識が町全体として持つていなかつたのではないか。町全体が分割発注の認識を持って業務をやっていたのかどうなのかというのが、すごく不安になったといふか。

当然、起案者がそこで起案をしたら、課長がチェックしますよね。その課長は、いや、どうかなというのもたまにはあったと。あったけど、まあ、これぐらいはという感覚でやっていたというところもちょっと証言の中ではあるんですけどね。ただ、町全体として分割発注をやっていくという認識の甘さというのがあったのではないかという。

担当者がということで、その認識でというふうに言われましたけど、やはりこれはやっぱり町全体、特に企画財政課とかが分割発注はやっちゃいけないよということを、皆さん指導されていますというふうに言うんですけどね、ちゃんと言われています。でも、実際そういうものを処理していたという、ちょっと悪意的な感じに感じざるを得ない処理をしていたなというふうな感じがしています。

これ以上、課長に聞いてもあれなんで、そういうようなものがあったということだけは認識をしどってください。

それと、先ほどの数の問題で、公平性の観点から特定業者のほうに、ある部署にもよりますけど、随意契約がかなり偏っていたというのがあると。Aという業者もあれば、Bという電気関係の業者と、すごく偏りのある。そのバランスというのが、ちょっと余りにも偏りすぎているなどいうふうに感じたんですよね、一覧表にしてみると。

課長のほうも、あの一覧表、当然、1回見られていると思うんですけど、あの一覧表を見て、課長のほうはどうか、バランスが適正だったかどうかという認識を持たれているかどうかをひとつお聞きしたいと思います。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。バランス的には、業者の選定については2パターンございまして、各課のほうが業者の選定をしてきて、企画財政課の管財係のほうに合意議で回してくる起案文書。もしくは、各課のほうが、企画財政課のほうに業者選定をお願いをしてくるパターンと2つございます。

今、委員長おっしゃられた分は、各課のほうが多分、業者選定をしてきた案件だと思うんです

けれども、その部分に関しましては、いわゆる現場を抱えている各課のほうが業務に精通している業者というのが一番把握できていると思いますので、そういうところで選定をしてきているのではなかろうかなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） その全ての書類が上がってきた場合、その特定業者が数が何件かあると思うんです。その業者がちょっと偏っているなという感覚はなかったですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。それも財政の伝票と同じですけれども、修繕や役務の提供、各種契約の関係についても、やっぱり何件も上がってきていますので、その分が、例えば、さっきおっしゃられました産業課の分とかの分が偏っているかという部分までは集計ができておりませんので、その都度のチェックだけで終わっていたと思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

次に、何か所かあるんですけど、清掃センター、RDF施設、リサイクル施設もそうですけど、管理業務委託をして、年間で管理業務を委託しているわけですよね。これ液肥センターとかもあるんですけど、例えば、その清掃センターのRDF施設で、4人の方がその特定業者、契約している業者から4人の方がそこで来られて働かれている。その方たちが日常の業務委託の管理で働いているわけですね。

例えば、その施設で、ちょこちょこ修理がある、機械が壊れる。その機械が壊れたときに、当然修繕をしますよね。その修繕費が、その業者、同じ業者で修繕費を払う。その同じ業者で修繕費を払ったときに、そこで働いている、管理業務委託で受けている職員が修理業務に当たって、早ければ人件費に関しては二重に支払いをしているということになるのではないかと思うんですね。

違う業者であれば全然問題ないんですけど。同じ業者ですと、外部からまた、その修理を専門にする方が来られていればいいんですけど、管理業務をされている方がそこでそのまま修理をするとなると、人件費は二重に払っているというふうになるんではないかということで。

先日、内山課長補佐に言うと、その分の時間に関しては、時間外で働いてもらっています。休日出勤をしてもらっています。その時間の時間外とか休日出勤の時間外、時間の分をつけて管理をしているんですと言ったら、それはやつていませんということなんです。これは、特定業者の元職員の方にもお聞きをしたら同じ回答でした。

でも、我々は、どう考えても、これは人件費の二重払いではないかというふうに思っているんですけど。元島前企画財政課長のほうは、今のお話を聞いて、それは二重払いなのか二重払いじゃないのかという認識はどのように持たれるかをお聞きしたいというふうに思います。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。そこは契約の内容等については、企画財政課のほうで把握はしておりませんので何とも言えないところがございますけれども、1日に例

えば8時間の管理とか、月に20日間の管理とか、年間何百日の管理というような契約管理内容であれば、今、内山課長補佐が言わされたように、1日の8時間相当分のうち修繕で費やした時間分を別途その月の中の調整をしているという形であれば、二重払いにはならないんじやないかなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） その時間をつけていないというふうになると、それは、それが管理ができていたというふうになるんですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 本来でしたら管理の関係であれば、ちゃんと業務日誌等を委託している会社からもらって、それを各担当課の職員が確認すべきものでありまして、その分が、例えば、本日は8時間のところが4時間しかできていなければ、その4時間相当分のやつを、例えば、先ほど委員長が言わされたように、休日のときにやりました、もしくは平日のところで2時間とか3時間やりましたというの、そこは職員が把握すべきものだと思っています。

○委員長（武道 修司君） 次に、9万9,000円の契約が多い、随意契約が多い。明らかに十数万円するものを9万9,000円、10万円以下でしているなというふうな感じもあるんですけどね。逆に、ちょっとこれ9万9,000円は高いだろうというふうに思うような契約もあるんです。

この9万9,000円の多いチェックをするときに、9万9,000円えらい多いなという、伝票が出てきたときに思うと思うんですけど。我々もちょっとはぐつただけでびっくりしたような状態なんで、多分それに気づかないということは、幾ら数が多いからちゅうても気づかないということはないと思うんですけどね。それに対して9万9,000円が非常に多いなというふうな感覚はあったのかどうなのか。その内容について、高い感覚があったのか、安いという感覚があったのか教えてください。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。9万9,000円の金額の伝票は、多いか少ないかということですけれども、多分多いんで、一枚一枚ちょっとチェックはしておりますんで、多いんではなかろうかなというふうに思っております。

その多い条件として、10万円未満の伝票については、1者の見積りでいいよというふうに財務上の運用で行っていますし、また、負担行為兼支出命令書という2つのパターンがあるんですけども、それを負担行為支出命令書で修繕費や物品の購入については1枚の伝票でいいよというふうに運用で行っていますので、その関係で多くなっているのかなと思います。

ただ、その9万円が3万円と6万円を1つにまとめて物品を購入する際に、まとめて3万円、6万円の伝票じゃなくて、一通りまとめてそういうふうにやった場合と、10万円を超える場合を価格交渉をして下げた場合と二通りあると思うんで、そこはどちらかといえば、ちょっと把握はできません。

○委員長（武道 修司君） これ9万9,000円もそうですけど、9万円に近いところで調べると、同じようなものが、やっぱりまたあるんですよね。さっきの分割発注と一緒になんですよ。分割発注をするために9万円に抑えて、もう1つのものが5万円とか6万円になっているのではないかなと。

例えば、15万円の契約であれば、見積書をちゃんと取らないといけませんよね。それを9万円と6万円に分ける。その消費税を入れて9万9,000円と6万6,000円に分かれるというふうになるんでしょうけど、そのときに見積入札をすれば、その15万円が13万円とか12万円になる可能性は当然あるわけですよね、見積りで入札するわけですから。

それをあえて、そうやって分けて分割発注にして9万9,000円を多く作るというのは、かなりリスクがあるんじゃないかなというふうに思うんですね。実際こうやって伝票の整理してみるとそういうふうに見える。

我々もう毎日伝票を見ているわけではない人たちでさえ、見てどうなのかというふうな感覚なんです。元島前課長から見て、いや、ちょっとこれはやり方がおかしいよなとかいうことを気づいたものはなかったですか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。日々の伝票チェックで言えば、そこまでは気づくことはありません。ただ、数字的に今、表でながめれば、確かに特定業者で9万円プラス消費税の9万9,000円というのは多いかなと思いますけれども、財政課としてチェックするのは、その9万9,000円の伝票だけではなくて、収入伝票や支出伝票、金額の小さいやつから大きいやつまでありますので、それをその都度チェックして、多い、少ないということに関しては、そこまでは気づいておりませんでした。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。最後の質問です。入札と委託契約が適正に行われてきたのかというところです。

先日、内山課長補佐のほうに確認をしたら、1つの業者が2通の見積書を持ってくることがあったということは、先日、説明の中で証言されています。これは、ほかの方にも聞いたら、そういうところを見たことがあるという証言も得ていたので、確認をしたら、そういうふうな契約をということがあるんですが、実際そのようなことを耳にしたことがあるのかどうなのか。

また産業課でいくと、開封作業を本来なら二人以上でしないといけないとなっているんですけど、名前の確認とか、それでいくと、実際二人でやっていない開封とかもあるんです。

そういうものは、企画財政課の中で、そういう見積入札とかで適正に行われていたかどうかというチェックはしたことがあるのかないのか、また、そういうふうな話を聞いたことはあるのかないのかをお聞きしたいというふうに思います。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。入札の関係なんですけども、入札について

ては、昨年度から電子入札になっておりますので、そういうことはないと思うんですけど、以前の紙入札の際にについて申し上げますと、入札書に関しては、2枚持ってきているところが書き損じた場合に金額の訂正は失格になりますので、2枚持ってきている業者は、どこが持ってきていたかというのは把握はしておりませんけど、あったのではなかろうかなというふうに思っています。

また、各担当課のほうで開封する作業については、先ほど委員長が申し上げたように、2者、職員が2人以上、1人は係長以上の者を立会いの上、開封しなさいというふうに企画財政課のほうでちゃんと通知をしております。

企画財政課のほうに関しては、書類で上がってきます。書類で上がってきた際に、1名が課長、1名が担当者もしくは1名が係長、1名が担当者で、名前を書いていて、印鑑までついてきておりますので、その分が正しいものとして事務処理を行っております。

○委員長（武道 修司君） 2通というのが、1つの業者が2通というんじゃないなくて、1つの業者がほかの業者の分も一緒に持ってきて2通を持って来るという意味なんですね。そういうふうにはやっちゃいけないようにはなっていますけどね、基本的には。そういうふうな話を聞いたことはありますか。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 私の覚えている話では、それはありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。私のほうからは、以上で質問を終わります。

皆さんのほうから何か質問があればお願いをしたいというふうに思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、根本的な元課長ということで、企画財政課の職務的な役割というか責任というか、そういう職務の内容をちょっと教えていただきたいんですけど、恐縮ですけど。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。企画財政課のほうは、財政係、管財係、企画計画係、3つの係がございます。

財政係については、予算の関係、決算の関係等の審査、それと、先ほどから言っておりますけれども、各担当課から上がってきます支出の伝票の審査等を行っております。

管財係のほうにつきましては、施設の町有財産の管財が管理しております町有財産の管理、入札の執行や契約等について事業を行っております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 細かい説明ありがとうございます。今の内容を聞いて、僕もその職務が合っていたんだなという認識をさせてもらったんですけども、企画財政で行う仕事量が多いので、そこまで見れなかつたというのは、ちょっとさつきの答弁がおかしいなというのは

1点思ったことと、3年間しか僕たちはデータを取っていないんですけども、令和4年、5年、6年の分ですかね。多い年だと約300件近くの随意契約を行われているんですよね、手数料等を入れると。その辺に気づかなかつて、最終的なチェック業務だとは思うんですけど、町のその財政に対して。日に100件ぐらい上がつてくるので、目が通さなかつたというと、最終的にどこでチェックすれば今後よくなると思いますか。

今現状がそういうふうになつてるので、委員長が言われたとおり、つるし上げているわけじゃなく、今後、町の業務が円滑に、皆さん、町民の人たちが分かりやすくするために、この百条委員会も行われてるので、もうこのままやるしかないよと言われるのか、今見てもらって、こういうチェック体制がもっと必要だなというのが課長なりにあるのなら答弁いただければと思います。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。先ほどから申し上げましたけれども、伝票については、午前中に例えば200枚、午後から200枚、5時前に200枚とか、多いときで1日600枚ぐらい伝票が上がつてきております。それを一枚一枚、先ほど吉元委員さん言わされたように、特定業者とか金額どうかという形の分を精査できるかと言つては、業者までは多分できないんじやなかろうかなと思います。

ただ、その分は、まず企画財政課に上がつてくる前に、武道委員長のほうからも言われていましたけれども、まず、企画財政課のほうでいろんな通知を出しておる関係の係員や係長、各所管課の課長がまずそこの部分で、これは分割発注じやないのとか、これは9万9,000円じやなくて10万円の請書、契約書をすべきじやないのというのを判断していただくのがまず一番最初かなと思います。

財政係のほうで、二重に最終的に添付書類や日付等の分をチェックするという形になるのではなかろうかなというふうに思つております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そのとおりだと思います。ただ、二重のチェックというチェックは多分今の内容じや全くできないと思うので、今後このままやつていくんだろうなという僕は認識なんですけれども、多分業者が偏つてて、偏つていないぐらいはぜひとも把握していくほしいなと思うところです。

表にしたから分かつたとか、いろいろ皆さん言われますけれども、書類の提出や開示請求をかけたときに、最初のうちは僕もあんまり気づかなかつたんですけども、やっぱりいろんな課の人たちと話聞くと、やっぱり多かつたなというのが皆さん認識ありますので、やっぱり今まとめ役であるというか、最終的な判断をされているところは、財政課の元課長が全く分からぬとい

うのは、何かそこら辺の、要はやり取りがちゃんとスムーズに業務的にできていないのではないかなという点も思いますし、とにかくよその市町、近隣、この辺、広域の市町村に聞いても、こんだけやっている件数の自治体ってないんですよ。なのにうちだけ何でこんなにあるのかなというのが、すごい疑問点で、あんまりそういう認識もされていないですし、今後の改善もされようともしないのはなぜなのかなというのが一番の疑問で、今後の対策として、どうしていくというのは、このままやっていけばいいという認識でしょうか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。今後については、改善をすべき点があると思いますので、改善をすべき点を、まず今回こういう形で百条委員会のほうで、そういう形で議題が上がってきていますので、それをそのまま見過ごすわけにはいかないと思いますので、今後、町長をはじめ現企画財政課長等を含めて、改善すべき点はしていかないといけないなと思っております。

それから、人的なもの、機械的なもの、いろいろあるとは思うんですけども、そういうところは改善をしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もう一つちょっと細かくはなりますけど、契約の内容で業務委託等のつながりで、その業者が点検業務を行い、その点検業務をした業者が修理業務を行う。ちょっと調べると公取にも引っかかるような内容なんですよね。それは企画財政等で、要は1個の業者が全部しているので、業務もしながら、その点検もして、本当に交換しなきやいけなかつたのかというところも疑念が出てくる部分も出てくるから、できるだけ控えるような内容に法律的にはなっているとは思うんですけども、そういう1者だけの不透明な不当なやり方になっている認識は全くなかつたですか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。公取の関係の分に関しては、財政課管財係のほうではそこまではチェックはできていなかつたと思います。ただ、業者選定、先ほど言いましたけれども、現場のほうから業者の選定を、もう1者もしくは数者相見積もりを取る分も、元課のほうからほとんど上がってきている分が多いので、そこに関しては、管財係のほうは現場を全くそこの部分まで、毎日毎日そこのチェックしているわけではございませんので、現場のほうの分の業者を信用していたと。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。分かりやすかったというか、思っていたとおりなんですけれども、要は点検業務を行って、年間修理箇所等の計画を立てて、翌年度の予算等を各

課、そういう施設を持っているかはやっていることが多いとは思うんですけども、多分そうやってやっているのだとは思います。ただ、その割には全て、その統一業者に関しては、特定業者に関しては、ほぼ1者見積りの緊急対応でやっているんですよね。

一応、調査の段階で説明してもらうと、緊急だったので先に工事をしてもらいましたとか、なのでそこにしてもらいましたとかいうのがちらほら出てきたんですけども、理由書等にはそういう内容は書いてなく、いろいろ困った結果、やってもらいました。ほぼみんな同じようなひな形で作っているのかなという理由書なんですかね、その辺の指摘等はないんですかね。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。上がってくる随契の理由書に関しては、1者随契でというのであれば、管財係のほうは緊急という項目で上がってきていたのが多かったのではなかろうかなというふうに認識をしております。

その緊急を要するのが、住民生活に支障を来すとか、一番最初の緊急というのは、地方自治法で言えば、災害とか、そういう災害を未然に防ぐというような形があると思うんですけども、上下水で言えば、上下水の復旧ができないければ住民生活に支障を来すとか、産業課のし尿の関係、清掃センターのごみの関係も、それが搬入ができないという形になれば、緊急を要するという項目になりますので、その分が多かったように思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。そうなるとは思うんですけど、実際、現場は使っていないポンプをストック用に取っていたりとか、例えば、液肥センターだと、3個ある部品のうち1つが壊れたので、多分、緊急になるように使っているだけで、1つの部品が壊れても運転できるように作っているはずなんですよ。作っていると言われていました、どの課に聞いても。

じゃあ、その主たるポンプが動かなくなつたために、あふれ出るとかいうことももちろんあります。ただ、それは1つしかなくて、100個あるうちの1つしかないポンプみたいなんです、調べると。ただ、いろんなポンプは、すぐに代えなくても、3個のうち1つが壊れても、2つ動いているので大丈夫ですというような説明も受けたんですけども、でも、書類を見ると全部緊急なんですね。もう住民生活に支障を来すようなストックポンプとかはないとは僕は思うんですけども、その辺のチェックも、やっぱ企画財政のほうがやっていたとは思うので、なかなか目を通すあれもないでしょけれども、やっぱり金額がそんなに安いものではないので、やっぱり町民の税金から払っているものだと思うので、その辺の金額によってチェックを強くするという意味ではないんですけども、できるだけ、日にちに600件あるからできないよと言ってしまえば、それで終わってしまうので、先ほど改善の内容も言われていましたが、よりチェックが

できるようにやっていく体制をぜひひとついただきたいのと、そういう本当に緊急性のないものを緊急として通されていたという認識は元課長としてありますか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。緊急でないものの認識があったかどうかといいますと、書類上そういうふうに緊急で、こういう形で住民生活に支障を来すという形であれば、私どもとしてはそのまま書類を掲載して、町長、副町長のほうに掲載を回すような形になると思います。

ただ、今、吉元委員さん言われたように、検査の関係なんですけれども、大規模な修繕、20万円以上の修繕等については、指定検査員さんのほうで検査をしてもらったりとか、物品の単価が、数字度忘れしましたが、ある一定の金額等の分の単価に関しては、指定検査員の方が検査をしておりますので、管財係とか財政係のほうは検査までの業務にはなっておりません。軽微な検査については、担当の係長以上の検査、指定検査員ではなくて、検査員である担当課長のほうが検査をして書類等を作っております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） どこの課も多分多忙だと思います、今の話聞いて。担当課長の今の話になると、この前、産業課の元課長も言われていましたが、見ずに印鑑を押したことがあるというのを普通に言っていたので、そういう管理状況って町的には大丈夫だと思いますか。

課もそうでしょうけど、全部チェックできていないと、さつきから言われていますけれども、その状況で町を運営していく一つの課として、大丈夫かな大丈夫じゃないかなという、もう端的でいいです。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島です。見ずに印鑑をついたということになれば、やっぱ今後、事務改善をやっていかないといけないと思いますし、それが何が原因なのかという、例えば、人員が少なくて人員を増やせば解決できることなのか、業務が業務改善をすることによって、そういうふうに担当課長以上、係員以上が仕事ができやすくするような形になるのかというのは、今後、改善をしていかないといけないことだなと思っております。

○委員長（武道 修司君） ほかに。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 先ほど業者が偏っているかいないかという話で、先日いらっしゃった都市政策課の前課長さんが、私が課長のとき、以前も業者の偏りがありましたとおっしゃっていました。

それで、以前の課長さんもいらっしゃったので、以前の課長さんにもお聞きしたら、その前に、前課長さんが、私の前の課長、以前からもそういう行政の偏りがあったと証言されたので、前の

課長さんがいらしたときに、前課長さんがそう言っていましたけど、その前の課長さんのときも、その前からそういう業者の偏りがありましたかと聞きましたら、それは、あったというお話でしたんですね。

だから、業者の偏りというのは、僕が議員になった頃に感じていたのは、築上町の役場は業者の偏りがあるなというふうに感じていました。今日、説明員でいらっしゃっている元島さんの認識をちょっと伺いたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。業者の偏りの関係についてですが、今、池亀委員さんがおっしゃられたように、都市政策課とかであれば、何か修繕の関係の何社か、この修繕だったらどこかというリストがあるというふうには聞いたんですけども、町全体ではそういうリストがございませんので、今後はそういうふうに業者の偏りがあるということでございますので、修繕だったら修繕の業者等の分を管財係のほうで集約をして、それと地域性等も考えながら、そういうものの中から修繕を選ぶべきじゃないんだろうかなという形で改善をしていけたらなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） その後、液肥のセンターで今働いているシダックスの方がいらっしゃいまして、シダックスの方がおっしゃっていたのは、今は九電工に仕事が全然行っていないというようなお話をされていました。

私が議員になった頃、液肥の関係の仕事が、私、あんまりよく分かっていないんですけど、九電工が、端的に言えば、九電工に業者の偏りがあったように私は感じていました。そのシダックスの方が、自ら九電工に仕事が今はないというふうにおっしゃるぐらい、昔は九電工に偏っていたんじゃないかと私はずっと感じていました。そういう偏りはやっぱりあったんじゃないでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。ちょっと1件、御質問いいですか。それは入札の関係でしたか、それとも、随契で見積り依頼を出す……

○委員（14番 池亀 豊君） この6番の入札と委託契約が適正に行われているかという観点で。

○前企画財政課長（元島 信一君） 入札に関しては、指名委員会というのがございまして、その中でその業者の業務量や施工能力、地域性等も考えて、委員会の中で議論をして業者選定を行っております。

随契の分に関しましては、先ほど申し上げたように、企画財政課のほうに業者選定の依頼がご

ざいましたら、管財のほうで今までの業務実績等を勘案しながら数者選んでおります。

元課のほうで選んでいる分に関しては管財係のほうで、ここ駄目だよ、ここはあれだよというところは、現場主義ですので、現場のほうが一番、この業務等に関しては、一番詳細に把握しているというふうに思っておりますので、そういう形で元課のほうが選定をしているのではなかろうかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど来、吉元委員のほうから改善点の件なんですけれども、以前、以前、以前ぐらいでしようけど、各課で、例えば、そういう修繕とか、そういうものが上がってきたときに、必ず管財係、今で言う管財ですかね、企画財政で業者の一覧表を持っていて、各課から上がってきたものを振り分けていたと。

歴代の課長さんに聞いても、そういう時代の課長さんに聞くと、我々が課長決裁なんかしたことないよと。今言う管財、企画財政がそれを全部振り分けていて業者をということをしていったという話を聞いたんですよね。

改善の一つとして、各課にあまりにも今回、権限というか、行き過ぎて、随意契約が1者に偏ってしまったりというのが一つ大きな問題だったんだろうということで今のこの委員会があるんですけれども、改善の一つとして、今この現状を元課長として、以前のような形の企画財政課が業者をきっちり把握して、例えば、上下水道上がってきたものは、この業者という形で振り分けるような形の随意契約なり入札というようなのは可能ですかね。その辺ちょっと課長の見解をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。以前は、そういうふうにやっていたというふうに聞いたことがあるかないかと言われますと、私が、課長とか財政係長をしていたときには、もう工事の関係だけが指名願とコンサル系とか設計関係の分だけが指名願を受け付けておりまして、役務の提供や軽微な修繕等に関しては業者の指名願を受け付けておりませんので、今さっき申し上げましたように、実績とか、そういうのを勘案したり、こういう施工能力がある会社だよということも把握しながらを、管財のほうで選択をして見積りの依頼を出していたのではなかろうかなというふうには思っております。

それが、以前と同じように、もう各課のほうで今回のことがあるので、管財のほうで一手に請け負って全部することになれば、管財係という形だけではちょっと難しいのかなと。

例えば、契約検査課みたいな形の分で、そういうふうに契約に特化した係のほうの分でやっていけばできるのかなと。今はもう紙ベースで契約関係はやっておりますので、システム化すれば一目瞭然で、A社があまりにも多いよという形の分が把握ができるんじやなかろうかなという部

分もありますので、先ほど吉元委員さんも言われたように、改善点でいえば、人為的なものとかシステム的なものとか、そういう形でやっていく必要があるのではなかろうかなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 多いから悪いという感じではないと思うんですね。やっぱり仕事ちゃんとしているでしょうし、そこは今回表を見ても分かるように、すごい件数があるし、金額的なもの、または書類的なものにも非常にどうなのと疑義があるので、こういう委員会で課長まで呼んで、いろいろ説明を受けているんですけれども、役場の体質、この間町長にも言ったんですけれども、役場の体質自体が、もう何か良くても悪くても、ずっとやってきたことをそのまま踏襲していこうという、そういう雰囲気があるような気がするんですよ。

特に、係員とか係長もそうだと思うんですが、そのあたりのしっかりした教育というか法令遵守とか、そういうものが全然統一されていない、全然行き渡っていないというように感じています。

課長も今さらなんですけれども、まだ役場の職員として総務課に勤務しているのであれば、アドバイス的なものでも結構なんですが、そういうものもいま一度、しっかり職員に認識をさせていただきたいと思います。

やっていることが、役場の職員で100%じゃないといかんわけですよね。でも、どこかに不備90%じゃいかんしというところを、もう少し認識をしていただくように、課長のほうからも、立場はちょっと違えど指導方々していただきたいなと思いますが、課長どうでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。企画財政課の前には、人材育成を行います総務課長のほうも歴任をさせていただきました。その際にも、今、工藤委員さんからおっしゃられたように、いわば人材育成、なかなか後輩のスキルを上げるということに関しては、私たち先輩のほうがいろいろ指導していかないといけないけれども、なかなか私たちも忙しくてできなかつたという点は、多々反省すべき点はあると思います。

また、企画財政課になっても、以前は財政研修とかという形で各係長クラスや初任者研修等の分を内部的に行ってはいたんですけど、なかなかそういうことができていないという点は反省をしております。

今後は、やっぱりこういう形の分で、今さっき言われたように、なあなあのところが、やっぱりあったんじゃなかろうかなと思っておりますので、そういう法令関係等も含めて、職員を研修しながらスキルアップに努めていけたらなというふうに思いますけど。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今回の特定業者の件なんですけれども、なあなあになる土壤があるというのが、やはり主にやっている方が、やっぱり役場の元O Bさんということもあり、そこは関係性は非常にうまくすればいいと思うんですけども、やはり職員としてもそこ当たりがどうしてもなあなあになり得てしまうという大きな要因だったのではないかなというように私は感じております。

ですから、そこも含めて、もう業者対行政という形であれば、今課長が言ったように、きちんとそのあたりの線引きも引かないと、職員が、今回もいろいろ来てもらって思うんですけど、職員が傷んでしまうんですよ、最終的に。知らなかつたでは済まされないということがたくさんありますので、そこは先ほど課長もしっかりと人材育成ということで言ったので、そういうアドバイスをしていただきながら、今後やっていただきたいなと思いますのでよろしくお願ひします。もう課長ではないんですけど、お願ひします。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長と説明員の方に申し上げます。

予定の時間は過ぎているんですが、ちょっとぜひ質問したいので、早口で大急ぎでやります。

○委員長（武道 修司君） よろしくお願ひします。

○副委員長（宗 裕君） まず1点目、本年度から電子入札が導入されたんだと思いますが、今先ほどの説明で電子入札になったんで紙の2つ持ってくるのはないって話がありましたけど、随意契約の複数者による見積り合わせの場合も、これも電子入札なんですか、それともこれは従来どおり紙でやっているんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。随意契約については、まだ紙ベースでやっております。

それは、なぜかと言いますと、先ほど申し上げましたように、文字の関係とコンサルの関係については、指名願を出していただく際に電子で指名願を出していただくよう、紙ベースではなくて電子で出していただくようになっていますので、その分はデータベースとしてシステムの中にあるんですけども、役務の提供や軽微な修繕、物品の購入等に関しては、指名願を出すという制度が築上町にございませんので、その分に関しては、入札に関しても物品の購入に関しては、従来どおり集まっていただいて紙ベースでやる。工事やコンサル関係に関しては、電子入札で指名の通知を出して、10時までに入札してくださいねという形をとっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

あと契約先の選定です。入札の場合は、当然、指名委員会が指名する。ですから所管の担当課ないでしうけれども、随意契約の場合は10万円以下の契約の場合で、先ほど課長は、担当課から依頼があれば企画財政で業者選定をすることもあるというふうにおっしゃったんですが、我々が入手している書類を見る限りは、全て担当課が業者選定しているように見えるんです。

企画財政課が業者選定した場合は、書類のどこを見れば企画財政が業者選定したのかって分かるのかというのを教えていただきたいのと、それと10万円以下の場合は、そういう例はまずなからうと思うんですけど、10万円以下に関しては全て担当課の業者選定ということでいいのか。

それと、課長の記憶の範囲で、10万円以上の随意契約で、担当課じゃなくて企画財政に業者選定してくれというのは、どれぐらいの数があるんですか。

以上、3点お願いします。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。10万円以下の分に関しましては、財務規則で1者の見積りでいいよというふうに、物品の購入とか修繕等に関しては財務規則等でうたっておりますので、多分各課のほうで選定をしております。

それでも、もし10万円以下でも業者の選定をお願いしたいよという場合に関しては、業者選定依頼というのはございませんけれども、起案文書でこういう形のことをやりたいので、業者選定については企画財政課管財係に依頼したいという起案文書がついてございます。その分がついている分に関しては、管財のほうで業者の選定を行ったというふうになります。

それと、あと2点目の管財係のほうに業者の選定を依頼の文書については、随契のやつで言えば、割合的には何割というのは、ちょっと頭にはございませんけど、少なかったように思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

次に、分割契約についてです。分割契約についてはいろいろあったんですけど、要は指導がどれぐらい行われているか。口頭での指導は証拠が残らないでしうけど、うちの規則、あるいはメール等でこういうふうに指導文書みたいな感じで、文書上で分割契約は駄目だよというようなルール、あるいは指導文書のようなものは、課長の記憶の範囲で最近そういうものがありますか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。記憶については、一応、契約関係については年度当初のときに、こういう契約の事務についてという形のほうは通知を出しておりますので、その中に分割発注の関係の分も書いていたかどうかというのは記憶にはございません。もし分割発注があれば、そういう形で口頭で注意をしていたと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 年度当初の指導というのは、事務必携に基づく指導だと思うんですけど、事務必携には分割発注についてはほとんど何も触れていないんですよね。ですから、これは資料要求したいと思うんですけど、どうも分割発注についてのルールあるいは文書はほとんどないような気がするんです。これは私の意見です。

次の質問に移ります。複数の担当者から、主に清掃センターと液肥センターですが、工事は先に終わっていたと。起案書から始まる書類は、全て工事完了後に後から作った。それが一つ二つではない。それが、たくさんあるという証言が出ているんです。

これは書類上見ても全く分からんないです。書類上は、起案から始まって、契約して、契約期間中に業者から完了届が出て、検査してお金を支払っているという流れで、このような流れが全く見えないんですけども、本来、緊急であれば先に工事をすることもあり得ると思うんですけど、こういう場合はどういう書類を作るべきなんですか。書類上は全く分からん。通常の書類でいいんでしょうか。本来はどういう書類を作るんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。緊急に処理を行う場合は、例えば、5時以降で私どもや町長、副町長がいない場合等や、土日で役場等が閉庁している場合に何か緊急を要する分があった場合には、その分でそのときに書類を作るということは不可能ですので、その点に関しては町長、副町長のほうに課長なり、私のほうにもこういう形で処理をしたいよというふうに連絡があれば、それは先ほど言いました住民生活の関係等の支障を来す部分に関しては、書類等に関しては、事後でいいからそれはやってもいいよというふうに許可はしていましたと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私が問題にしているのは、それは当然そういう流れになるんでしょうけど、あと書類で見ても全く分からんないです、先に工事が完了している。これが適正な事務処理かどうかというようなことをお尋ねしているんです。

私は、少なくとも緊急でやむを得ず先にやったと分かるような書類にすべきだと思うんですけど、分からん書類がいっぱいあるというのは、これは築上町では標準的な適正な事務処理という理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。文書的には多分その分が表示がされていなくても、口頭でそういうふうに連絡を受けて決裁をしているということで、その分も事務的にはそういう記載がなかったんじやなかろうかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 日にちが後になったり、修理期間が後になったりなんかしているので、

おかしいじゃないですか。（「適正かということです」と呼ぶ者あり）修理は前に終わっているのに、その修理期間が後からになっているので、実際と日にちがずれているということが適正なのかということなんですね。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） その件に関しては、事務処理が担当のほうが遅延をしたということであれば、それは不適切な事務処理になると思います。

緊急的なやつの分に関しては、先ほど申し上げましたように、事後で処理することはあると思うんですけども、修繕や更新が完了した後に、1週間、2週間遅って事務をやったということになれば、そこは職員のほうの事務の不適切といいますか、職務の怠慢になるのではなかろうかと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 元島さんは、私の質問を理解していないと思います。

遅延ではありません。先に完了して、完了した後からの日付で全ての書類が始まるんです。しかも書類を見ても、先に工事が完了しているということは、全く読み取れないんです。これが複数あるという証言が出ている。これが適正な事務処理かどうかという見解をお尋ねしているんです。

○委員長（武道 修司君） 緊急でちゅうことで、全部書類上がってきてているわけですよ。緊急だから緊急でやりますよね。だから、その起案書の前に修理が終わっていることが多いということなんです、緊急だから。なのに、起案書の日付の後が工事の日付になっていたりするんで……

○副委員長（宗 裕君） それが、そのときには分からんんですね。

○委員長（武道 修司君） それが全然、もう書類が全部分からんんで、早く言えば、緊急と言いながら緊急じゃない書類なんですよ。だから、それが公文書自体の偽装ちゅうか、公文書自体の作り方が根本的におかしいんじゃないかということを、ちょっと今我々も思っているんですけどね。その点について、回答をお願いいたします。元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） そこは、事務的には不適切じゃなと思います。私どもに来る分は、そこからという形の、現場には行っておりませんので、書類的には財政管財係のほうはそこからスタートしたんかなというふうに思っていますけれども、そういうふうに、処理が終わった後に事務をするというのは不適切ではなかろうかと。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。本当に緊急で、口頭決裁で先に対応していれば、それが分かるような書類にすべきですよね。当然そういうことですよね。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。起案の際には、そういう形で、これはいついつ、例えば、町長に口頭で連絡をして承認を得ているとかいうような形の文が補助的に残ればいいんでしょうけれども、そのところの分はもう連絡をしているからという形の分で、多分、職員も全く残していないんじゃないかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 次に、随意契約の1者見積りの理由についてお尋ねします。

もう現場からこれが緊急だと言われれば、書類審査でやっている総務課としては、企画財政としては仕方がないという説明でしたけど、それは仕方がないかなとぎりぎり分かるんですけれども、先ほど吉元委員も言いましたけど、点検にまず来てもらいたい。これ10万円以下の9万9,000円とかで点検に来てもらう。点検に来てもらっているから、そこに頼むのが早いからという理由で、1者見積りの理由にしている例が多数あるんですけど、これは私どう見ても1者見積りには該当しないと思うんですけど、私が言っているような事例は書類を見れば分かると思うんですが、これは財務規則上、1者見積りの理由に該当するんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。1者の隨契の地方自治法施行令167の2、その中の項目に、点検することによって、そこの業者のはうが、そういうところの機械までの分も把握ができているというような理由であれば、その分で隨契の理由も範囲内に行けるのではなかろうかなというふうには個人的には考えております。

ただ、点検をして緊急というところの分と、その理由の1から9までの号数によって、その号数と理由が合わないようであれば、管財係のはうでは書類がおかしいよという形で返還はしていたと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 点検を理由に1者見積りすることも、説明員、元島さんの見解では、合法、規則にかなうかなっているという説明ですよね。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。その部分が、例えば、その機械関係とかの分が、そこの業者しかもうできないよ、違う業者が入ることによって機械の能力が下がるよとかいう形の部分があれば、そこの部分で可能ではなかろうかなというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やっぱり話が食い違うんですよね。点検したということだけが理由になっていて、緊急だからそこに点検してもらったまでは分かる、急ぐから、そこに点検しても

らったまでは分かるんですけど、対応可能な業者はほかにも複数あるはずで、私は納得がいかないんですけど、これはもう水かけ論になるので、ここでやめます。

次の質問です。これも書類審査だけしている財政では気がつかないんでしょうけれども、特定業者さんから、もう名前を出さないと説明できないので名前を出しますが、エス・ティ・産業の実質的経営者である繁永さんから、太新工業とは協力会社の契約を結んでいて、相互に仕事をやっていたという証言が出たんです。

今は、協力会社の契約まであるかどうかは分からぬが、今でも協力し合って、太新工業受注の仕事も自分のところがしているという証言があったんです。

そういう証言があるのに、そういう実態があるのに、太新工業とエス・ティ・産業の2者の見積り、あるいは2者の指名入札の契約が多数あるんです。

協力会社と一緒に仕事をやっているところに、2者そこに見積りしたり指名入札をしても競争性が全くないと思うんですけど、このことは、今回の百条委員会で明らかになったことなので、企画財政課としては把握しようがなかったと思うんですが、このことが明らかになったことを前提に、この2社の見積り指名、あるいは指名委員会の指名は、このことが明らかになった、このことが分かっていたとしても、これは適正な指名、適正な入札だと思われますか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。今まで多分そういう協力会社の関係というのが、もし企画財政課のほう、もしくは元課のほうがそういう分で把握ができていれば、そういう指名を行っていないのではなかろうかなと思っております。

今後、もし今回の委員会でそれが把握ができたということであれば、それは競争性がなくなると思いますので、今後、指名委員会のほうで、そういう点に関しては、今日、今回申入れ、おっしゃられたことに関しては、企画財政課長のチームのほうに伝えたいと思っております。その件は、伝えてよろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 伝えてください。

○前企画財政課長（元島 信一君） そして、指名委員会のほうでこういう形の部分があったよという形で、私今もう権限がございませんので、そういう形の分で競争性を損なうという形の分のやつがあるということで申し上げたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これはやはり重大なことだと思っていて、現場しか分からぬし、上のほうには伝わっていなかつたんで防ぎようがなかつたんでしょうけど、逆に言うと、その2つの業者が、ちょっと踏み込んだことを言いますけど、不正な相見積り、不正な入札をしていった可能性まで出てくる重大な問題だと思っているんですよね。

今の元島さんの説明だと、分かっていれば競争性を損なう、つまり法令違反の可能性が極めて高いという説明だったと思うんですよ。

私は、現場しか知らなかつたから、企画財政課の責任は問えないと思っているんですけど、逆にこれ受注業者側の責任も大きいんではないかと思っていて、お互い協力業者なのに指名を受けていてやっているというのは、かなりまずいと思っているんです。

ちょっと次の質間に移ります。書類に関してです。先ほどの吉元議員の質問だと、ちょっとそこまで踏み込んでいなかつたんですけど、竹本さんの起案の書類です、遺棄していた。

竹本さんは見せてもらっていない。見たこともない書類に自分の判がある。これも名前出しますけど、下田さんは自分が作ったけど、一応見せて本人に判を押してもらったと言つていて、これもうどちらも証人で呼んでいて証言が食い違うんで、私としてはどちらかが偽証しているとしか思えないんですけど。

仮に、見せてもらっていないのにその方の判があるというのは、これは適正な書類なんでしょうか。私は虚偽公文書に該当する可能性が極めて高いと思っているんですけど、仮定の質問で申し訳ないんですけど、元島さんの見解をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 仮定の質問で私答えづらいんですけど、基本的なルールといつしまして、例えば、先ほど言ったように、竹本さんの印鑑をこちらに、委員長が言った、産業課にあると。それで、起案は下田がやつたと。竹本さんに了承というか得て、印鑑をこれはつくよという形であれば、通常であれば、その分は代理で印鑑をついたものであれば、最終的にはその書類は起案者が竹本さんの起案であれば、起案者のほうに元課のほうから、元課の課長が起案者のほうの下田に戻すのではなくて、竹本さんのほうに戻すと思って、竹本さんのほうが、その書類の関係等に関しては、一般的の事務的なやり方で言えば、そこの文書のとじるところに入っているんだろうなと思っていますけど、見た見ていないということに関して言えば、ちょっと私としてはお答えしようがございません、一般的なルールですから。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の説明で、書類が戻る場合は竹本さんのところに戻るとおっしゃったんですけど、竹本さんに手渡しするんですか。先ほどの説明だと何か棚のようなものがあつて、そこに入れるだけということでしたから、担当課に戻すだけだというふうに私は理解したんですけど、必ず起案者に手渡すような仕組みになっているんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。企画財政課もしくは副町長、町長の決裁を受けたものに関しては、担当課の棚に入れます。担当課の棚に関しては、基本的には

課長が取りに来る。課長がお休みの際は、課長補佐等が取りに来て、私が総務課長、企画財政課長をしていた場合は、その書類をもらったら、起案者の担当のほうに渡していました。

産業課のほうは、どういうふうにやっていたのかなというのは、ちょっと私は把握はしておりませんけど、産業課長のほうも起案者のほうに返還をしていたんじゃないかなというふうに推測をしております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大事なところなんで確認をさせていただきます。

今の証言は、説明は、つまり、企画財政は担当課に戻すだけですよね。担当係の起案者に戻るのは、担当課の中、担当課長が戻すという説明ですね。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。今、宗委員がおっしゃられたように、そういうふうに処理をしております。

町長、副町長の決算については、総務課の行政係のほうが文書の返還の棚に戻しておりますので、その分は担当課長のほうが自分の所管課のほうに持つて帰って、その後、多分、起案者もしくは係長とか、係長じゃなくて、多分、起案者のほうに返していくんじゃないかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大変重大な説明が出たんで、やや踏み込んだ質問をします。

起案者が知らないような書類が存在するとすれば、それは担当課の組織ぐるみの不適正な処理じゃないとできないという説明に私は理解したんですよね。だから、特定の誰かがそのようなことをしようと思っても、みんなが見る仕組みになっていますからできないと。ですから、担当課全体でそういう処理を容認していないとできないですね、今の説明を聞くと。

○委員長（武道 修司君） 元島さん。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。産業課の決裁の関係については、私はちょっと把握はしておりますので、ちょっとお答えしようがございません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ない。もう私の質問には答えていただけなかったけど、それは担当課のことだから分からなってことですよね。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） すみません。ちょっと時間が、1時間程度と思っていましたけど、ちょっと時間配分が悪くて申し訳ございません。時間がかなりオーバーしてしまいました。

今日、基本的な財務上のというか、伝票の流れとか、基本的な考え方をお聞きしようと思っていました。

今日お聞きした中で、実際、実務と行政側で考えている考え方というか、財務上の考え方と、ちょっとずれがある部分もあるのかなというふうな形で、今後そこら辺は、もう少し我々も調査をして、内容をしっかり精査しながら、今後、適正な行政運営をやっていただきたいといけないのかなというふうに感じたところです。

また、今調査をやっている中で、とにかく膨大な資料で、全てが全て、なかなかチェックするのに時間がかかります。今日お聞きをした中身以外にも、またちょっと教えていただきたいとか聞いてみたいということがあるかと思いますので、その節は、また御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

そしたら、皆さんのはうからはよろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） なら、これで元島前課長の説明、質問に関しては終了したいと思います。

元島前課長、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで一旦休憩といたします。再開は11時35分からといたします。お疲れさまでした。

午前11時24分休憩

午前11時34分再開

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっと30秒ほど早いんですけど、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

今からは、石井会計管理者に出席をしてもらっています。

皆さんに同じようなことを言っているんですが、我々は実際、今回いろんな処理を見るに当たって、適正に処理が行われているのかどうなかつていう疑惑が発生したもんで、百条委員会をつくって、今、調査を行っているような状況です。

信頼される築上町でなければいけないし、信頼される職員でなければいけないという観点から調査をさせていただきて、問題のあるところを今後、適正に処理ができるように体制づくりをしていただきたいという思いの中から、今、調査をしていますんで、いろんなことをお聞きしますけど、御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

時間の関係がありますんで、もう早速、内容について質問させていただきたいと思います。

書類の関係で、ちょっと今回、我々が調査する中で一番問題点があるなというのが、起案者が起案をしたことを知らなくて、上司の人が起案をして、その書類が回っていって、気づかなかつ

たというか、中身が分からぬ起案文書が多々あるというところを、その一部の部署かもしれませんけど、そういうふうな話が出てきたんですね。

まず、会計責任者として、これ、お金の支払いに関する事なんで、そういうふうな、起案者が知らない伝票というか、起案書があるという話を聞いたことがありますか。（発言する者あり）石井会計管理者。——ないですね。

○会計管理者兼会計課長（石井　紫君）　すみません、申し訳ございません。石井でございます。ございません。

○委員長（武道　修司君）　ないですね。ありがとうございます。通常ないですよね。

それとあと、分割発注がその契約として多く見られるというか、我々の見た書類からいくと、そういうふうに思われる点があります。担当部署の係員というか係の担当や課長に聞くと、ほとんどのところが「言われてみれば、分割発注と言われても仕方ありません」と。それで、「今、言われてみれば、そんな気がします」とかそういうふうな回答がちょっと多かったんですが。

明らかに、先ほどもちょっと、元島さんのときにも例を出したんですけど、町営住宅で、畳の部屋をフローリングをする。フローリングをするときにフローリングの工事がありますよね。その後に畳の処分がある。それで、両方とも同じ業者なんです。ただ、畳からフローリングにするとあれば、畳の処分とフローリングの工事と一緒にしないといけないんですよね。それをあえて分割でやっている。これは、担当者に聞いたら「一つは手数料で払っている。一つは修繕費で払っている。科目が違うから別々でやりました」と。

でも、業者が一緒なんですよ。業者が例えば違うっていうんであれば、まだその話はできると思うんですけど、例えば、畳であれば畳業者の中にその廃棄処分を依頼して、その処分費、産業廃棄物としての処分費を払った。それで、フローリングはフローリングで工事をしたっていうんなら分かるんですけど、両方とも同じ業者であれば当然、その処分費も含めての工事費というふうになると思うんですよね。それをあえてしているとか。

例えば、一つの建物、町営住宅であれば、一つの建物でA、B、Cという3つの部屋があったとして、同じ時期に室内の清掃をやるときは、基本的には、例えば建設課であれば、ガードレールの修理とか、カーブミラーの修理とか、町内一円つちゅう格好で、ちょっとした道路の補修とかそういうのも全部まとめて一括で、町内一円つちゅう格好で工事を出しているわけですね。入札しますよね。でも、同じようにA、B、Cという3つの同じ清掃があれば、それを3つに分けるというのは分割発注になるのかな。全て10万円以下に抑える。1者見積りでやるという、処理をされているというふうな状況があるんです。

それで、全ての支払いが石井さんのところに上がってくると思うんですけどね、その分割発注がそういうふうなところであったんではないか、これは分割発注ではないかというふうなことに

気づいたことはないですか。石井会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 石井でございます。会計課では各課から来る伝票が、やはり、かなり大量に来ます。年間数万件ってあるんでございますけど、支出命令書を確認するときっていうのは、もう、それ一枚一枚、個別個別で確認をいたしますので、そのときに分割発注かどうかっていうのは正直申し上げて、ちょっとなかなか分かりづらいでございます。ただし、契約金額をそういうふうに意図的に分割発注するっていうことは、法的にも、もう適法ではないということは認識しております。

本当にたくさんある伝票がございますので、それを、そのときにそうじゃないかっていうところまではちょっと把握はできておりません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それとあと、実際に支払いをするときに、今回、一覧表で全て上位5者、令和4年、5年、6年の上位5者を一覧表で作って、多分、もしかしたら見られているかもしれないんですけど、特定の業者が多いという、1つの業者だけじゃなくて、例えば、この課であればこの業者が多い、この課であればこの業者が多いという、全体を通じると、今、問題になっている業者の方が多いというふうになるんですよね。

実際に、だから、支払いすると伝票の数、支払い先が多いっていうのは分かるんだろうと思うんです。そのときに偏っているなという、公平性がないんではないかとかいうことには気づかなかつたですか。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） ああ、（聴取不能）、申し訳ございません。石井でございます。今回、特定業者ということでお名前が挙がってございますけれども、それ以外にも、例えば、文具を買う業者さん、その数はかなりございます。

それで、先ほども申し上げましたように、各課から伝票が会計課のほうに来ますので、やっぱり、1回につき、私が見て決裁するときには100件以上とかもございますので、そのときに、この業者だけが多いじゃないかっていうのは、そこまで本当に把握はしておりません。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

次の質問です。例えば、例えばというか焼却場、RDF施設、それと、リサイクルセンターの2つがあります。液肥センターも管理業務委託で管理をしていただいて、実際、支払いを数百万円、場合によっては数千万円の支払いをしていると思います。

それで、その中で、その施設両方とも、その管理業務委託を受けている会社が、修理費として施設修繕費の、それとか部品もあるのかもしれませんけど、そういうような修繕費の請求が上がってきてている。それで、実際、支払いをしている。でも、実際に中身でいくと、同じ人間が管理業務をしているし、同じ人間が修理をしている。ということになると、人件費の二重払いになっ

ているんではないかということを、今ちょっと、我々は調査をしているんです。

それで、担当者、今日は元の、元島企画財政課長の話もありましたけど、担当者の方からの話でいくと、時間外で調整をしている。例えば、「2時間の修繕費にかかった分で、その分の2時間分は残業してもらって、その分の残業代を払わなくて施設修繕費をしているんで、ダブっていません」っていうことを言われるんですけどね。ただ、実際、ダブっているかダブっていないかというのは立証ができない。その時間外とかそういうような時間的なものを一切つけていない。だから、実際、中身が分からない。

でも、実際、こうやって払うときに、会計課のほうで、これが二重になっているんではないかとかそういうふうなことが、思ったことはないですか。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 石井でございます。先ほども申し上げましたように、会計課では伝票一つ一つを個別で見ております。もちろん、それに添付されている契約書だとか、添付されている資料を見ながら決裁をするわけですけれども、そこで、これ、重複しているかどうかっていうのは分からないです。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

次に、9万9,000円という金額が異常に多いんです。多分、支払いをするときに、9万9,000円って多いなっていうふうな感覚は、もしかしたらあったんではないかと思うんですけど、その9万9,000円の契約がすごく多いという感覚はありましたか。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 9万9,000円が多いという感覚というよりも、9万円以上、9万9,000円に近い金額の伝票っていうのはございます。今回、集計されたものを見て、数字を見て、改めてこんなにあるんだなあと思ったのが正直なところでございます。今、その9万9,000円が本当に意図的なものかどうかっていうのは、その伝票といいますか資料を見る限りでは、ちょっと分からぬところでございます。

○委員長（武道 修司君） じゃあ、9万9,000円つちゅうか9万円近い金額の伝票が数多くあったけど、実際、支払いをするときに、この9万円が多いなっていう感覚はなく処理をされてきたということでよろしいですか。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） はい、すみません。9万9,000円が多いなというものが、思いながらしたということではなくて、やはり全体を見て、9万円以上のものとかっていう伝票も多くございますので、それが意図的なのかどうなのかっていう判断は、その場ではできないです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

最後の質問です。入札と委託契約が、これはもう実際に支払いのほうになってくるんで、そこまでのことは分からぬかと思いますけど、入札と委託契約とかが適正に行われていたかどうか

という、ここはどうなのかなとか、たまにその伝票を見ながら、これ、ちゃんと支払いをしても問題があるのかないのかとかいうものが、あったのかなかつたのか。これ、ちょっと疑義があるなどかいうものが、実際、発生したのかどうなのかを教えてください。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。まず、入札や委託業務について、私、会計管理者の立場としては、何か実施をする権限というのはございませんが、どの件をそう思つたかと聞かれると、ちょっと今は覚えておりませんが、契約の内容にちょっと聞きたいことがある、ちょっとこれはどうなんだろうって思うものに関しては、担当課のほうに聞いたり、または、もっと必要な書類があればそれを添付してもらうように、一旦戻して、正しくして出してもらうとかいうことはあります。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。取りあえず、私のほうからは、質問は以上です。皆さんのはうから、何かありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、先ほども、根本的なことになりますけれども、会計課のお金の出し入れとかそういうところという、僕は認識しかないんですけれども、主立つた、その、役場での会計の職務というか役割というかはどういう感じなのか、説明をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません、ちょっと資料を見させてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長（武道 修司君） はい、どうぞ。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 緊張しています。すみません。

○委員長（武道 修司君） 今日は証人喚問じゃないんで……。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） めちゃくちゃ緊張しています。

○委員長（武道 修司君） 今日は偽証罪はありませんので、安心してください。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） はい、すみません。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。会計課の業務ということで、今、吉元委員から御質問いただいたんですけども、言われたように、やはり、お金の管理ですね。収入も支出もそうで、執行もします。資金の管理、現金の管理。でも、会計管理者の業務でいえば、公金、小切手や手形の受払いとかですね。あとは、もう主に決算のときは決算の調製を行つたりします。公金の、いわゆる町民の皆様から頂く公金を安全に管理するところでございます。すみません、ちょっと緊張しています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 御説明ありがとうございます。ちょっと、例えば会計課で、要是、支払いの用紙が届いて形式的なチェックをするだけでお金のやり取りをするだけなのか、それとも、先ほど、多分こっちだと思うんですけど、不自然な支払いとかそういうところは、指摘や「ちょっと資料をつけて」って言うこともできるってことの認識でいいんですよね。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 石井でございます。一応、支出命令書の確認をするというのは、会計管理者の業務じゃないんですけどあります。その確認というのは、やはり、その伝票についていただいた書類を見ながら、金額が一致しているか、誰に払うものなのか、あと、予算科目が間違っていないか、必要な書類が添付されているかなどを確認しております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 最後の質問にしたいと思います。そういう管理をされている中で、やっぱり、年間に1万件ほどのという、ある可能性がある……（「もっと……」と呼ぶ者あり）もっとある中で、多分、年間に300件程度の件に気づくかといえば、僕も気づかないと思います。

ただ、この業者があるんやとかいうのも、もちろんあると思うんですよね。初めて目にする業者等もあると思うんですけども。そういう認識の中で、今、調査を行われている特定業者の企業名が、工事等、手数料に伴う業務等に多いなという、偏りがあるような認識も全くなかったですか。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。大きい、たしか管理委託をされていますので、当然、毎月、見ることになります。支払いがあるので。そのほかに、修繕とか何とかっていうのは当然、出ますけれども。その業者だけを、すみません、今回、このような委員会もできて、改めて注目じゃないんですけど、見るようになったんです。今まで、特定の業者だけを見ているっていうのは、しているかと言われたら、してはいないです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。今、せっかくそういう、今思われていることを言っていただいたので、逆に、今こういうふうな内容が調査しているっていうのを皆さん認識されて、見られた上で、多かったか、多くなかったのか。件数が多いのか、金額が多いのか、個人的な見解はどんな感じですか。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。今回、数字の集計も、私も拝見しましたので、その数字を見て、ああ、こんなにあるんだなっていう認識でございます。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） ちょっと基本的なことなんですが、よく企業でいう、築上町役場の支払い方法です。これは何日、例えば、末締めの翌末支払いとかいろいろあると思うんですけど。行政、言わば築上町役場のその支払い方法、いつまでに請求書が上がってきたら支払うという、そういうルールっていうのは、いつ支払い。（発言する者あり）要するに、必ずあるじゃないですか。「いつまでに請求書が来たらいつまでに払いますよ」っていうのがどこもあると思うんですね。役場は。基本的な部分で、その。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） たしか14日以内だったと思います。すみません。（「14日」と呼ぶ者あり）違うかな。あら、すみません。どうしよう。ええと……。

○委員長（武道 修司君） だけえ、例えば、その7月14日までに締めをして……。（発言する者あり）

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） その、それぞれです。もちろん、締め……。

○委員長（武道 修司君） ああ、請求つちゅうか、その処理が終わって14日以内ぐらいに支払いをするつちゅう。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 請求書が……。

○委員長（武道 修司君） だけえ、例えば、月末締めでその翌月に払うとかじゃなくて……。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） そうです。すみません。

○委員長（武道 修司君） その都度その都度払うつちゅうことですよね。（「14日以内に支払う」と呼ぶ者あり）

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 大体そうですね。たしか14日以内だったと（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） そうなると、毎日のように何十枚、何百枚の伝票が上がってくる。それを、チェックを入れて、14日以内に支払わなければいけないってなると、相当ハードですよね。数が多くなるほど。そういう時期もあるでしょうし。

その中で、今回、問題になっている、そういうのが多いのか少ないのかっていうのは、もう各課からきっちりとしてチェックを入れてきているっていう認識で、石井さんとかはしていると思うので、そのあたりのチェックっていうのは難しいのかなと思うんですが。

支払いを14日以内に切ったら、それをまとめて支払うわけですよね。ということは、10件あれば10件分、100件あれば100件分を14日以内に支払うということですね。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません、ちょっと私の言葉が足りなかつたかもしませんが、必ずしもそうではなくて、当然、その締切りが入っているものもありますので、その締切りが入っているものは、その締め内にお支払いすることがございます。ただ、基本、その締切りがあるものは、その締切り前までに。それで、さっき言った14日以内に支払うものについては、もう、できるだけまとめて支払うようにはしております。

補足ですけれども、当然、会計課に届くまでに、やっぱり、何日かかるわけですね。なので、職員には「できるだけ遅くならないように、請求書が来たら、伝票を起こして回してください」ということは、常日頃から申し上げております。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど石井さんのほうから、各課から、項目また金額が間違っていないかっていうところで、「時には」みたいな話があった。そんなことっていうのは、起こり得たことがあるんですか。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません、もう一度、言ってもらって……。

○委員（5番 工藤 久司君） すみません、チェックを入れるときの一番は、金額が合っているか、ちゃんと科目が合っているかっていうことをチェックをして、その支払いに回すと思うんですけども、そういうことが今まで本当にあったのかどうか。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 間違って（聴取不能）……。

○委員長（武道 修司君） 元課のほうにもう一回差し戻したとか、あと、その何か「書類が足りないから、この書類を出してきてくれ」とかいうものがあったかという。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。どれかと言われたら、ちょっと覚えていませんけど、ございます。それは。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先ほどの工藤さんの質問を聞いていて思ったんですが、多分、工藤さんは、こういう意図で質問したんじゃないかと思ったんですけど。

会社とかだったら、何日締めとかでまとめて振り込む。振込手数料もかかりますから合計金額を振り込むとかいうことをやっているんじゃないかと思うんですけど、役場の場合はそういうことはやらずに、来た順番にどんどん書類を流していく。例えば、ある業者さんの支払いが複数重なっていても、それをまとめて振り込んだりは、多分しないと思うんで、もう順番に流していくっていうことなんですね。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません、私もちよつと今、また言葉が足りません

でしたけれども、町のほうでも、先ほど宗委員から言わされたように、振込手数料っていうのが年度の途中からかかるようになりましたので、その前までは毎日振込をしていたんですけども、まとめてするようには、今、しております。すみません。

ただ、その締切りに過ぎることのないように、週に3回から4回とか、そういうようなやり方で振込をしております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 聞いてよかったです。私は、まとめて振込はしていないと思っていたんですけど、その、まとめて振り込むようになったのは、何年の何月頃のいつからかっていうのを教えてください。

○委員長（武道 修司君） 昨年。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） 振込手数料がかかるようになったのが昨年の10月からなんですけれども、すぐには、やはり、それに対応することはしておりませんでした。

ただし、やはり経費、手数料がかかるので、少しでも経費の削減、お金がかからないようにしようということで、会計課のほうでもしましたのが、今年に入ってからぐらいから。「この日から始めた」っていうことではないんですけども、徐々にそういうふうに変えてシフトチェンジしていった。

○副委員長（宗 裕君） 今年度に入ってからですか。それとも、今年の1、2、3月あたりですか。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） だんだんとしていったのは、今年に入ってからです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そのやり方だと、振り込まれたほうも合計されちゃうと、どの支払いからなくなっちゃうんですよね。個別に振り込んでいれば、金額を見れば、これはこの請求書の振込だなって分かると思うんですけど、その手間が増えたと思うんですけど。

じゃあ、新たに、「こういうふうに合計して振り込みました」みたいな、債権者に通知を出すようにしたんですか。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） その前、昔、昔っていいですか前は、何か通知を出していたみたいですけれども、私がもう会計課に来たときからは、町内業者さん全員ではございませんが、役場に来る用事とか、ついでとかがあるときに、「この日にこれだけ振り込みました」という振込証明書みたいなものをお出しして、お渡ししております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、合算で振り込んだ場合は、「これとこれを合算してこれを

振り込みました」みたいな書類はあって、それは原則、渡しているっていうことですね。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） そうでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やっと仕組みが分かりました。工藤さんの質問は、合算して振り込んでいるんだったら、合算するときにこんなに件数が多いんじゃないかなって気がつくんじゃないかなって意図だと私は思っていたんですよ。ただ、合算したしたのはごく最近ですから、以前はどんどん流しているから、膨大な件数の中にこの業者さんが何件あるとかというのは、やっぱり気づきにくかった。

ただ、合算するようになった本年度からは、ああ、何でこの業者さんだけこんなに件数が多いんだっていうふうに気づく余地はありますよね。そんな感じですか。

○委員長（武道 修司君） でも、1週間ぐらいでまとめるんやけえ、もう、そこは分からんよ。

○副委員長（宗 裕君） やっぱり、分からんか。

○委員長（武道 修司君） 二、三件とかやろうけえ、あってもね。石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） すみません。委員長がおっしゃってくださったように、ちょっと分かりづらいです。

先ほども言いましたように、事務用品を買う業者さんもかなりの枚数もございますし、時期的に電気の交換をしたんであれば電気屋さんとかもめっちゃ多いですし、ちょっと分かりづらいです。

○副委員長（宗 裕君） もう一回だけ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） よく分かりました。そうすると、今、出た、文具の購入とか電気屋さんとかだと、合算して振り込むものも、一遍に10件以上になっているのもざらにあるということですよね。

○委員長（武道 修司君） 石井さん。

○会計管理者兼会計課長（石井 紫君） はい、そのとおりでございます。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） ほかに。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 先ほど石井さんのほうから、やはり、そういう金額面とかそういうものがちょっと、項目とかがちょっとおかしいよっていうことで返したことがあるということ

だったと思うんですけど。

やはり、今回、この委員会をして本当に分かったことが、担当課、また、係にしろ、係長にしろ、やはり、その仕組みがよく分かっていないっていうことが、やはり、大分、分かってきたというか、ルールですよね。

ですから、石井さんのほうからも、やはり、課長に関してそのあたりの、最終的には一番お金を出すところですから、やはり、そういう間違いがあるようなことが担当課から上がってくるような、その支払い命令書みたいなのは、やっぱりもう受け付けないぐらいな感じで、しっかりとそのあたりは、町長も含めてですけど、課長にも厳しく伝えていただければなと思います。これはお願いですんで、よろしくお願いします。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。ほかにないですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） それでは、質問のほうをこれで終わりたいと思いますが。

分割発注の関係とかいろんな事務処理で、いろんな不備が今回、見られます。これは、故意的なものか故意的じゃないかというのは、我々が分からぬ部分なんですけど、今、伝票上、見ると、そういうふうに見えるわけです。

特に、その実際の支払いが石井さんのところの会計というところになるし、会計管理者というのは、その責任というのがすごく大きな責任の業務になるんだろうと思うんです。実際にお金を出すというところに、最後の部分になるんで。

今後、全ての書類を全部チェックするというのは並大抵のことではないと思うんですけど、ある程度、本当に適正に行われているのかどうなかつていうのは、気をつけながらチェックしていただければなというふうに思います。特に、実際、やっていない架空請求的なものがあったり、二重請求的なものがあったりとかあった場合、これはもう、ちょっと犯罪に近いような場合も出てきますんで、その点も踏まえて、今後は注意しながらやっていただきたいと思います。

特に、その分割発注の場合は、通常多いのはA、B、Cという3つの業者に分けて分割発注をするとかいうケースが案外と多いんだろうと思うんです。1つの業者が1、2、3の工事を全てを取るっていうのはあまり、少ないんだろうと思うんですけど、今回の場合は、そのようなケースが実際多くやられているというふうなことのように見えます。そういう点も踏まえて、特に分割発注とかそういうものに関してはチェックをしていただければなというふうに思っていますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

それで、冒頭お話ししたように、我々の目的は、あくまでも信頼される築上町、信頼される町の職員であってほしいというところがありますんで。その点で調査をしていますんで、まだまだ分からぬことがあって、調査を引き続き、まだやっていきますけど、場合によっては、また説

明に来ていただくことがあるかと思いますんで、その節はまた御協力のほどよろしくお願ひをいたします。

今日は本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

○会計管理者兼会計課長（石井　紫君）　ありがとうございました。

○委員長（武道　修司君）　以上で質問のほう、説明のほうは終わりたいと思います。

ここで、あと事務の打合せ等もありますんで、ここで一旦休憩といたします。再開は午後1時からといたします。よろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道　修司君）　お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時07分休憩

.....

午後0時58分再開

○委員長（武道　修司君）　（中断）お知らせしたいと思います。

まずは、22日の証人喚問です。22日の証人喚問は、午前中が（「内山」と呼ぶ者あり）内山課長補佐、昼からが山下係長で行きます。

それで、基本的には1時間程度をめどにお願いをしたいと思います。状況にもよりますけど、基本、そういうようなイメージでいてください。

それで、内山課長補佐のほうにこれを質問したいというものがあれば、ちょっと意見を取りまとめてみたいなというふうに思います。何かありますか。取りあえず、私のほうから言いましょうか。

まず1つは、重複の支払い、重複契約。結局、委託業務と施設修繕の関係をもう一度、再度聞いていきたいと思います。

それと、今回、証人喚問なんで、エス・ティ・産業と太新工業との関係を知っていたか。繁永さんは知っていたって言っていましたけど、本人は知っていたかどうかたっちゅう、協力会社でっていう。この前、聞いたときは、その実際の修理はエス・ティ・産業がやっていたっていうのは知っていたんで、多分、そういうふうなことは知っていたっていうことになるだろうと。

それと、前回も聞いたときに言ったのが、そのエス・ティ・産業が太新工業の見積書も一緒に持ってきていたという発言をされていましたんで、その再確認。

それと、重複契約……。あともう一個、何かあったな。何やったかな。（発言する者あり）

○副委員長（宗　　裕君）　あれはもう既に要求済みでしょう。いつが期限でしたっけ。（発言する者あり）

○委員長（武道　修司君）　あつ、それなら先に議長に決裁もらって。そのまま帰ったら、また決裁もらえんやつらいけんけ。

あともう一個、何かあったんやな、俺。3つ、ちょっとあったんやけど。重複契約の関係と……。

○副委員長（宗 裕君） もう今日以降で、いつまでに気がつけば間に合いますか。

○委員長（武道 修司君） 明日ぐらいに出そうかっちゅうて言いよったけど、22日やけ……。

○事務局長（桑野 智君） 明日の朝に出したいんですけど……。

○委員長（武道 修司君） 明日の朝やろ。（発言する者あり）

○事務局長（桑野 智君） できれば、今日、考えて、今日まで送りたかったんですけど。

（「最悪、夜まで」と呼ぶ者あり）ここでまとめてくれるんが一番ありがたいんですけど、もし、あれやったら……。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） あともう一個、何かすげえ重大な発言を、この前したと思うんよね。何やったかね。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） 局長、私も2回目だから。どっちも証人（聴取不能）。内山さんは2回目でしょう。

○委員長（武道 修司君） いやいや、初めて。

○副委員長（宗 裕君） 前回、内山さんは説明員ですか。

○委員長（武道 修司君） 説明員。

○副委員長（宗 裕君） ただ、どちらの方も説明員で来てもらって2回目だから、前回のやつをもう一遍、私は見たい、聞きたいんだけど、その2つは……。

○委員長（武道 修司君） 後で見れる。

○副委員長（宗 裕君） もう議事録に上がっていますか。それとも録音を聞くしかない。

○委員長（武道 修司君） 録音を聞くしかない。

○事務局長（桑野 智君） ああ、内容ですか。

○副委員長（宗 裕君） うん。

○事務局長（桑野 智君） 内容は……。

○委員長（武道 修司君） まだ議事録が上がってきていない。

○副委員長（宗 裕君） どっちも録音しかない。

○事務局長（桑野 智君） だと思います。まだできていない。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） ああ、だから、正式にこうじやなくていいよ、取りあえず上がってきている概要でも。（発言する者あり）山下さんは最初やもんね。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） そうね。ああ、でも今日、3回目のやつが上下水道じやなかつた。

○副委員長（宗 裕君） あれは、まだ呼ぶ前の打合せで、本人は呼んでいなかつたみたいで（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） ああ、3回目は、まだあれかね。2回目のあれは（聴取不能）やろ。

3回目は。

○副委員長（宗 裕君） さっき議事録を見たんですけど、あれ、説明員は誰も呼ばれていたなかったけど。

○委員長（武道 修司君） ああ、そうね。ああ、ほんならまだか。（「4回目か」と呼ぶ者あり）4回目か。

○副委員長（宗 裕君） 次、呼ぶからどうしようかっていう打合せだった。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ああ、それ、資料のチェックをしたんか。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） いや、それ、あるものを見せていただくしかないから、今日、会議が終わった後に聞くか、見せてもらうかできるよね。そして、私もちよっと考えたり。中途半端な質問をしても、また来てもらわんとね。（「前回、証言を（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） うん。それなら……。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと、その件に関して意見があるんですけど、内山さんのポイントは、やっぱり、時間外や休日で調整、精算、それで埋め合わせしているっていう証言を、それは、やっぱりそれを裏づける記録や書類がないと話にならないと思うんで。

○委員長（武道 修司君） うん。だけえ、それが一番最初の重複のところですよね。

○副委員長（宗 裕君） 証言で聞くだけじゃなくて、書類を出してくれっていうのは、今から言っても、もう22日に間に合わない。

○委員長（武道 修司君） 間に合わない。

○副委員長（宗 裕君） 間に合わなくても、それを要求しないと。

○委員長（武道 修司君） いや、「ない」っちゅったもん。（発言する者あり）そう、ない。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、記録は一切ないっていうことで。（発言する者あり）ないなら、精算できるわけないじゃない。

○委員長（武道 修司君） それは繁永さんも「ない」っちゅったもん。記録をつけていないって。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、それを聞くしかないですね。書類がないんなら。

○委員（13番 吉元 健人君） それをどうやって証明したんか（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） うん。それで、（発言する者あり）取りあえずは今、エス・ティ・産業と焼却場、リサイクルとRDF施設の契約書を全て、当初から取るようにしています。

○副委員長（宗 裕君） どんな契約書ですか。

○委員長（武道 修司君） 委託。（発言する者あり）修繕じゃなくて管理業務委託。

○副委員長（宗 裕君） はい、それがいつまでにできますか。

- 委員長（武道 修司君） それは今日……。
- 事務局長（桑野 智君） まだ作っていないので……。
- 副委員長（宗 裕君） ああ、じゃあ、22日は間に合わないですね。
- 委員長（武道 修司君） うん。それで、ちょっとその契約自体が、中身をちゃんと見とかんと……。
- 副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりです。
- 委員長（武道 修司君） うん。契約の中身も、大体こうやろうっちゅうことで今、話をしていますけど、ちょっと一回、全部、契約書は見とったほうがいいかなっちゅうので、一応、書類は取るように、今しています。（発言する者あり）はい。
- ちょっと、私のほうは今2点で、もう一点、何かあったような気がするんやけど、ちょっと今、思い出せません。すみません。
- ほか、何かありますか。取りあえず重複の……。（「飲食」と呼ぶ者あり）飲食か。（笑声）
- 副委員長（宗 裕君） そうね、この間、認めさせただけなんですね。（発言する者あり）
- 委員長（武道 修司君） でも、もう一個の証言は、「みんな、食べたいものを頼め」っちゅうて。（発言する者あり）
- 副委員長（宗 裕君） 原則駄目よ。原則駄目。（発言する者あり）
- 委員長（武道 修司君） じゃあ、次に……。
- 副委員長（宗 裕君） その件に関連しているけど、それを山下さんに聞いていない。（発言する者あり）はっきり「一緒に会食したことありますか」って。
- 委員長（武道 修司君） 多分ね……。（発言する者あり）
- それなら、すみません。取りあえず、内山さんはその3点ですね。追加があったらまた教えてください。
- 山下さんのほうは、先日の豊州公益社の修理で、部品をエス・ティ・産業が、部品っちゅうかポンプね。をその件で、なぜ（「納品」と呼ぶ者あり）納品っちゅうかポンプはエス・ティ・産業で、修理は豊州公益社だったのか。
- それと、毎年繰り返されるオイル交換。自家発電機のオイル交換。（発言する者あり）
- 副委員長（宗 裕君） 委員長、ちょっと思いついたときに忘れないように言うんですけど、清掃センターと液肥センターの管理業務委託契約に関しては、今日それ、局長、請求ですか。
- 事務局長（桑野 智君） まだちょっと、書類が（聴取不能）。
- 副委員長（宗 裕君） 今からですね。
- 事務局長（桑野 智君） 今からです。
- 副委員長（宗 裕君） それに追加してほしいことがあるんですけど、清掃センターも液肥

センターも年次点検業務、管理とは別に1年に1回設備の点検です。それが必ずしもエス・ティ・産業か太新工業とは限らない。ほかの業者もあるんですけど、最近はどうもエス・ティ・産業や太新工業がしているみたいで。その一部の修繕は、その年次点検で指摘されたから修理したっていう内容になっているので、そもそも年次点検がどういうふうに行われているかっていうのを見る必要があると思うんで。それはもう件数、1年に1回ですから。清掃センターと液肥と、第1と第2は分かれているみたいですが、大した件数じゃないんで、それも一緒にお願いしませんか。

○委員長（武道 修司君） はい、お願いします。

○副委員長（宗 裕君） その点検記録簿そのものを一番見たい。（発言する者あり）ええ。（発言する者あり）それで、米谷君の証言だと、仕様書どおりのまともな点検をしていないということですから。

○委員長（武道 修司君） 局長、いい。分かった。

上下水道は、豊州公益社の関係と、毎年のオイル交換と、飲食。

ほか、何かありますか。

○委員（13番 吉元 健人君） その場で聞けるものは聞いてもいいんですか。（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） いいよ、聞いて。

○委員（13番 吉元 健人君） 付随したような……。

○委員長（武道 修司君） うん。付随した、もうある程度のところは、もう付随しているっちゃ、付随しちよるけえ。それで、分割発注の関係。

○副委員長（宗 裕君） その件に対して、個人的な意見を言わせていただくと、町長たちも、何かかなり神経質になっていたんで、民事訴訟法の規則とかを持ち出したけど、私が読む限りは、かなりアバウトなルールで、我々委員会が、これは関連しているから聞く必要があるって判断すれば、聞けない理由はほとんどない。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○副委員長（宗 裕君）（聴取不能）、向こうが「それは関連していないから」って拒むことはあり得るかもしれないけど、「通告していないから聞いちやいけない」っていうことは一つもないから……。

○委員長（武道 修司君） っていうことではない。（発言する者あり）うん。いやいや、基本的に問題ないです。それは。

○副委員長（宗 裕君） だから、あそこまで言わされたから、できるだけ通告すべきだとは思いますけど……。

○委員長（武道 修司君） いやいや。

○副委員長（宗 裕君） 通告しなかつたら聞かれないって……。

○委員長（武道 修司君） うん。ちゅうことではないです。ただ、その資料とか何もないんで、ある程度、資料を基に話ができるものに関しては通告しちょったほうがいいかなってちゅうぐらい。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。通告していないっていうか……。

○委員長（武道 修司君） ちゅうことではないです。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） よくあるのが、お互いに弁護士が入った場合。お互いに弁護士が入った場合は、ついている弁護士のほうから、いや、通告をされていないんでお答えできませんちゅうのを本人に言って、本人が弁護士から言われたことをそういうふうに言うというのはあります。

また、相手の弁護士のほうとお互いに弁護士同士で話をして、これは、もうちょっと、この質問はやめてもらいましょうとかいう協議をするとかいうところもあるようです。

○副委員長（宗 裕君） それ、もう、ただし、弁護士の同席を認めるかどうかは我々の判断ですよね。認めないと（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） いや、大体、その同席は認めざるを得ないみたいです。今もあっこ、弁護士がついてしようがね、伊東市は。（発言する者あり） そうそう。（発言する者あり） うん。民事訴訟法自体はそういうふうな、そこまで細かい規定ってないんで。（「ないですか」と呼ぶ者あり） うん。ないです。明らかにおかしい、全然違う質問をしたりすると、もう早く言やあ、本人が「それは答えられません」でいい話やし。だから、そんなに神経質になる必要はないかなと思います。

一応、山下係長は豊州公益社の関係とポンプの関係、毎年オイル交換をしている関係、それと、分割発注の関係、飲食。それと、ポンプどうしますか。3年間放置しているポンプは。（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） 聞いても言い訳するだけでしょうから、我々は事実に基づいて結論を出すしかないでしょう。でも、時間があれば聞いてもいいと思います。

○委員長（武道 修司君） 緊急性はあったのかっていうことで、再度聞きましょうか。

○副委員長（宗 裕君） あったとしか言わないでしょう。それが緊急性とかっていうのは。それとも、今、思えば、なかつたって（聴取不能）。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 3年間保存やつたかね。（「5年（聴取不能）」と呼ぶ者あり） 5年たつちよう。（「令和5年」と呼ぶ者あり） ああ、令和5年やね。だけえ……。令和5年。（「4、5、6。5年は（聴取不能）」と呼ぶ者あり） それなら、2年間保存っちゅう。（発言

する者あり)

山下係長は今のところ、そういうような関係です。いいですか。また追加があればお願ひします。

それとあと、次の日程です。22日は今、決めていますけど、その以降。

それで、都市政策課、都市政策課の（「宇多村君」と呼ぶ者あり）宇多村君と上下水道課の田村君を、来ていただく必要があるなというふうに思っているんですが、皆さんのはうから、ほかにこの方にはちょっと来ていただきたいという方はおられますか。町長、副町長は別として。職員で。

○副委員長（宗 裕君） 誰を呼ぶかっていうよりも、9月議会の中間報告、もうこうなったら中間報告で終わるとは思っていないんです。12月までかかるでしょう。9月議会の中間報告で報告するっていうまでの、それをゴールとして、どういう方針で、どこを重点的に調べるかっていうのを先に決めて、じゃあ、誰を呼ぶのかっていう流れだと思うんですけどね。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今、中間報告の大体、イメージをつくっていっているんですけど、今週中に中間報告書をある程度つくりたいなど、私のほうで思っています。来週、ちょっと皆さんに話を聞いてもらって、最終的なものをつくり上げるという、原案ができれば皆さんに見ていただければと思います。

それで、まず一つは、その分割発注のことは、もうかけますんで、分割発注のこと。

それと、クローラーの修理に関しては、実際もう話が食い違っていますんで、その食い違ったことを報告する。10月19日に故障したというふうに言われているものは実際、10月11日で、なおかつ、10月19日から12月2日やったか3日やったかまでは、書類上は機械が動いていないというふうになっているんですけど、実際、動いていたという、もう公文書自体がずれが出ている。なおかつ、その検査員の元課長に話を聞くと、基本的にその書類だけしか見ていて、機械的なものとか、現地に行ってどうこうとかいう検査は一切していなくて、「ただ単に、書類に検査員としての印鑑を押した」と。「とにかく書類が多過ぎたんで、確認もせず印鑑は押していた」という発言があったというところの報告。それと、その起案者である元職員が起案をしていない、記憶がないということ。とかいうところは、ちょっと報告できるかなあと。

それと、それまでいろんな問題があるっていうことを内部告発、公益通報をしたにもかかわらず、調査もせず、内容も確認もせず、そのまま放置をしたということがあったというということは、報告するかなと。

あとちょっとまだ、ちょっと今、整理していませんけど、あと何点かあります。各課とかもそういうのも分けてやろうと思うし、日にちごとに追いかけて、いろんなところは書いていきたいなと。一番最後のまとめのところで、そういうところを、ちょっと指摘をする。なおかつ、「調

査途中ではあるが、町執行部も調査をし、対応するべきである」ということを最後に入れないといけないかなと。それで、調査をする対応をしないということになると、町長はじめ執行部全体が、組織ぐるみでこのやり方をやっていたというふうに我々は認定せざるを得ないというふうなことを付け加えたらどうかなというところまで、ちょっとイメージとして持っているんやけど。そこまで入れるかどうかは分かりませんけど、そこまで言ってもいいんじゃないかなと。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、今の最後のところの「執行部側に調査を求める」っていうところを、もうちょっと詳しく。

○委員長（武道 修司君） だけえ、我々の調査が結論じゃないからですね。処罰の問題もそうやし、これから先、事務改善をしようとしても、我々の調査だけで事務改善しようとはならないだろうから、執行部側にちゃんと自分たちで調査をして、事務改善を求めるという。

○副委員長（宗 裕君） 私も当然、そういう我々以外の調査が必要になるだろうと思っていましたんですけど、このレベルになって、泥棒に「泥棒を捕まえなさい」みたいなことを言っても意味がなくて。

○委員長（武道 修司君） いや、そうですよ。ただ、それを……。

○副委員長（宗 裕君） 予算もつけて、第三者委員会的な外部の調査を求めるっていうところまで踏み込んだほうが（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 結局、当たり前のことを当たり前に言うっちゅうかね、中間報告なんで、それは当たり前のことを当たり前に言って、「当たり前のことをやってくださいよ」っていうところで、ちょっとと言うとかないといけんって（聴取不能）。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、それは（聴取不能）、もう既に当たり前じゃないんで。当たり前であれば、執行部側の内部調査も求めるっていうのは当然だと思うんですけど。今回、内部調査でいいですか。我々としては、第三者的な第三者委員会あるいは外部の調査……。

○委員長（武道 修司君） いや、内部調査っちゅうんやなくて、調査をっちゅうところでね。（発言する者あり）それで、あくまでもこれ、外部調査を入れるか、内部調査をするか、どういうふうな調査をするかっちゅうのは（発言する者あり）当然もう、執行部の範疇になるやろうから、公平性のある調査をやっていただきたいっていうところでいきやあ、「外部調査」という言い方に聞こえるのかなというのと、場合によっては、監査請求も考えないといけないのかなあっていうのがあるんで、ちょっと、そのまとめの中で、これは議会側としても、監査委員さんのはうにそういうふうな話をせざるを得ないのかなというふうに、ちょっと思っています。

○副委員長（宗 裕君） おおむね異論はないです。そこはまた……。

○委員長（武道 修司君） またちょっと後日……。

○副委員長（宗 裕君） また話し合えばいいと思います。

○委員長（武道 修司君） そんな感じでまとめを今週中にしようと思いませんで、今からの調査の中身をどうするかによって、その報告書は変わるということじゃなくて、今までの現時点でのことで中間報告はまとめようと思いますんで、今からの調査は、また別でどんどんやっていっていいんじゃないかなと思うんで。取りあえず、宇多村君と田村君と2人を、来ていただくという。宗さん。

○副委員長（宗 裕君） 今の委員長の方針を前提に提案があります。私も米谷さんから、「内部告発、内部通報をした」っていう重大な証言が出ているんで、これは無視できない。中間報告でもこれは取り上げないわけにはいかないと思っていて。今、委員長もそれも報告するって意向でしたから、だとすれば、最低、副町長は証人で呼んで、そういう事実があったのか。いや、事実はあったと思いますけど。その米谷さんの内部通報を聞いてどう感じたのか、どう判断したのか、どう対応したかっていうのは聞かないと片手落ちだと思うんで。副町長、ちょっと入院中とは聞いていましたが、今月中には復帰って聞いていたんで、次は副町長に来ていただくべきじゃないですかね。 （発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 今日、来ちょう。 （発言する者あり）

さっき言ったように、町長、副町長のけてっていう意味は、町長、副町長を呼ぶ前提があるんで、町長、副町長以外で、職員でという意味。

○副委員長（宗 裕君） 町長は中間報告後でもいいと思っているんですけど。

○委員長（武道 修司君） 副町長も、私も中間報告後でいいんやないかなと。

○副委員長（宗 裕君） 最低、前に呼ばないと。そういうことがあったって事実だけ先に、一方的に報告しますか。

○委員長（武道 修司君） もう古市君も認めているんで。それで、そのテープもあるんで。音声が残っていて、それを知らないっていうことはないんで。中身に関してまでは、どうだこうだつちゅう判断は我々もできんやろうけど、内部通報があったつちゅうのは事実なんで。それをやむやに潰したっていうのも事実じゃないですか。ただ、その「潰した」つちゅうような言い方までは、ちょっと対応はしていなかったというところで止めておくべきかなとは思いますけどね。

○副委員長（宗 裕君） なるほど。分かりました。

○委員長（武道 修司君） 時間的には、もう日にちがないんで、その副町長の話を待って中間報告をまとめるつちゅう、日にち的にはもう無理だろうと思うんで。

○副委員長（宗 裕君） そしたら、もう一つ、全体の方針で意見があります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 多分ですけど、9月2日に9月議会が招集されると思うんですが、本会議開催中も隙間時間でこのように開催していきますか。それとも、本会議中はどうしますか。

- 委員長（武道 修司君） いや、もうやらないと終わらないでしょう。
- 副委員長（宗 裕君） 了解しました。みんながその気なら。
- 委員長（武道 修司君） どうですかね。
- 委員（5番 工藤 久司君） （聴取不能） 中間報告（聴取不能） 公益通報という執行部に対して（聴取不能） 内容によっては来てもらうという認識の中間報告（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） いや、もう呼ぶ前提ですよ。
- 委員（5番 工藤 久司君） 前提ですか。
- 委員長（武道 修司君） 前提です。
- 委員（5番 工藤 久司君） 内容によっては……。
- 委員長（武道 修司君） 内容によってはっちゅうか、町長、副町長に来てもらわないという選択肢はないと思います。
- 委員（5番 工藤 久司君） それは、選択肢の中でも中間報告という（聴取不能） それでもさつき、（聴取不能） 公益通報に関しては（聴取不能） を私は頂いたので、もうちょっとあの（聴取不能） 聞きたいこと（聴取不能） 聞かないといけないことがたくさんあったと思ってるんです。（聴取不能） 今こういう状態にしてしまっている張本人（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） それと、もう一回、古市前課長はもう一回来ていただいたほうがいいかなとは思っているんですけどね。
- 副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりです。
- 委員長（武道 修司君） この前、ちょっと話がなかなかかみ合わなかつたんで。
- 副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりですが、タイミングが難しいですね。
- 委員長（武道 修司君） だけえ、取りあえず、その順番からいければ、その職員のほうが先、宇多村君、田村君を呼んで、その後に古市君、その後に副町長、町長という。
- （君） 田村君は今月いっぱい（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） そう。（発言する者あり） 古市君を先に呼んでもいい。（発言する者あり） うん、（聴取不能）。だけえ、取りあえずちょっと先に、細かい事務打合せは別として、日程のとこだけ先に決めましょうか。
- 副委員長（宗 裕君） いや、その前に、もう一言だけ。
- 委員長（武道 修司君） 宗委員。
- 副委員長（宗 裕君） もう既に、この委員会は全て秘密解除をされていますから、ここで出たことは全て公開情報なんですよ。既に。実際に公開されているかどうかは別として。ですから、ちょっと、もういつも私が暴走するから、先に申し上げておくんですが、9月議会の一般質問で、この件は私、私の一般質問で取り上げないわけにはいかないと思っているんです

よ。取り上げれば当然、委員としてこの委員会で聞いたことは、時間が限られていますから全部は言えないんですけど、もう何でも言えると思っているんですよ。

ですから、委員会で結論が出ていないことも、私が一議員として責任を取れば何でも言えると思っているんで、そういうことでいいですよね。

○委員長（武道 修司君） はい。だけえ、あくまでもそのときは一言っちゅうか、言っても言わんでもいいんですけど、できれば百条委員会としてのその結論は……。

○副委員長（宗 裕君） 分かりました。私の見解として。

○委員長（武道 修司君） 見解でということで言っていただければ、全然問題はないと思います。一般質問なんで。委員会としての発言じゃないんで。

○副委員長（宗 裕君） ええ、もちろん。

○委員長（武道 修司君） 22日が、これはもう、1日になりますんで、その翌週。（発言する者あり）27日が議会運営委員会です。

○副委員長（宗 裕君） もう、それ、決定ですか。

○委員長（武道 修司君） 決定です。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） 27日やったね。

○事務局長（桑野 智君） 27日です。

○委員長（武道 修司君） はい。9月2日が議会初日です。

○副委員長（宗 裕君） ああ、もうそれは決定ですか。決定はしていないけど、もう決まっていますね。

○委員長（武道 修司君） 初日はもう決定です。これは。27日も決定です。2日も決定です。もう日程を調整しましたんで。

○副委員長（宗 裕君） はい。分かりました。

○委員長（武道 修司君） それで、あとは、中身はまだ調整中です。ただ、流れからいくと、5日が議案質疑かね。

○事務局長（桑野 智君） 4日が……。

○委員長（武道 修司君） ん、5日やろ。

○事務局長（桑野 智君） 5日が……。

○委員長（武道 修司君） 初日やろ。

○事務局長（桑野 智君） で、議案質疑が4日。

○委員長（武道 修司君） 議案質疑は4日やったかな。

○事務局長（桑野 智君） 4日の予定で、今。

- 委員長（武道 修司君） 5日やなくて。
- 事務局長（桑野 智君） 5日が予備日です。2日の火曜日が開会ですね。
- 委員長（武道 修司君） うん。
- 事務局長（桑野 智君） それで、4日の木曜日が議案質疑。
- 副委員長（宗 裕君） もう、その次の月曜日から一般質問。
- 事務局長（桑野 智君） 月、火、水が（聴取不能）で、今、（聴取不能）から。
- 委員長（武道 修司君） そういうこと……。俺は、ちょっと日にちがあれやったな。（発言する者あり）
- 事務局長（桑野 智君） （聴取不能）13、14、15が3連休。（発言する者あり）（「考案日」と呼ぶ者あり）考案日です。
- 委員長（武道 修司君） いやいや、これ何ちゅうか、5日が、議案質疑がいいんじゃない。
- 事務局長（桑野 智君） まだこれ決まってないけど。（発言する者あり）総務課からの（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） 2日は空けるよね。（発言する者あり）そうね。
- 副委員長（宗 裕君） ただ、そうすると、どんどんやるって（聴取不能）。
- 委員長（武道 修司君） うん。それで、9、10、11を一般質問で、予備日をつくって、16、17で常任委員会で、19日で最終日でいけるんやないかね。（発言する者あり）うん、ちょっと調整しようか。だから、そんな感じです。イメージ的に。
- 委員（13番 吉元 健人君） 基本的には、19日が間にに入るって、なかなか難しい（聴取不能）。（発言する者あり）
- 委員長（武道 修司君） いや、例えば8日、例えばこれで、9、10、11が一般質問やったら8日とか12日にも入れられるし。
- 副委員長（宗 裕君） でも、私が思ったのは、週2日は無理かもしだれんけど、1日ぐらい入れられるんじゃない。
- 委員長（武道 修司君） うん。それで、2日で5日が、例えば、あれすれば、3、4は考案日なんで、入れられないことはない。（発言する者あり）できりやあ、予備日のほうは、ちょっと調整をしていかないと、予備日なんで、もしかしたら議会がずれたときは入るっちゅう。だけえ、職員のほうを説明員で来てもらうっていうんであれば、そこらで調整できるかなと。証人喚問は、ちょっとそういうわけにはいかないかなっちゅうので。
- 副委員長（宗 裕君） 予備日だと、本会議が入ったら延期しますよみたいな呼び方ができますね。
- 委員長（武道 修司君） そう、説明員ならね。（発言する者あり）それ、今から話します。そ

れとあと、事務打合せで話しようか。取りあえず……。 (発言する者あり) うん。

○副委員長 (宗 裕君) ああ、ちょっと事務打合せの前に、局長、私が提案した、ほら、文書での証人質問。それは活用したいよね、やっぱり。それは皆さん (聴取不能)。

○委員長 (武道 修司君) うん、この前もそれで。

○副委員長 (宗 裕君) ただ、局長、今のところそういうことの事例、前例は見つかっていないのよね。

○委員長 (武道 修司君) いや、この前、出したよ。この前、宗さん、言うたやん。2つ。2つやったかね。

○副委員長 (宗 裕君) もう既に出してある。

○事務局長 (桑野 智君) まだ出していません。

○委員長 (武道 修司君) ああ、出していないの、あれ。

○事務局長 (桑野 智君) だけえ、それがどこの根拠になるか、ちょっと宗さんに確認させてもらって、それからまだできていない。 (発言する者あり)

○委員長 (武道 修司君) それは、町長もいいって言ったやん。

○副委員長 (宗 裕君) あのね、書類が結構難しいのよ。法律にいろいろごちゃごちゃ書いているから、その法律の規定を見返すような文書って、私も簡単には作れないので。どつかがやっている前例があれば、すぐぱっと (聴取不能)。 (発言する者あり) ああ、いや、そうじゃなくて、ひな形がないから、最初にひな形を作るのはちょっと。ある、ひな形。

○委員長 (武道 修司君) ひな形。

○事務局長 (桑野 智君) 探してもらったんですけど、今のところないです。 (発言する者あり)

○副委員長 (宗 裕君) だから、よその市町の百条委員会で、証人尋問に代えて文書質問をした前例は見つかっていないんですよね。 (発言する者あり) だから、ひな形もないよね。一から作らないといけないよね、書式を。じゃあ、その書式の完成次第っていうことだよね。もっと、ちょっと厳しいことを言うと、今日中にその書式ができるかっていうと、ちょっと難しい。

○事務局長 (桑野 智君) 明日の質問も、今日言ってくれたやつをある程度まとめておかないと、明日、朝一に (聴取不能)。

○副委員長 (宗 裕君) ああ、内容じゃなくて書式。つまり、こういう形式で、こういう……。

○委員長 (武道 修司君) ちょっと、それは難しいやろ。

○事務局長 (桑野 智君) 議会の準備もあったんですけど、 (聴取不能) も……。

○副委員長（宗 裕君） いやいや、だから責めているんじゃないよ。今日はちょっと無理よねっていうふうに、それを確認したかったから。了解しました。大変だから。

○委員長（武道 修司君） それで、すみません、ちょっと整理します。後で、事務打合せは事務打合せで話しますけど、取りあえず、ちょっと日程だけ先に。議事録に残したいんで、日程だけ決めたいと思いますけど、何かこの日っていうのはありますか。（発言する者あり）3、4のどっちかと思うんですよね。それで、宇多村君は今、この役場の中にいないんで。外部から来てもらわないといけないんで、ちょっと早めに調整しとったほうがいいなっていうので、それでちょっと、そういうふうな話をしました。

あれやったら、もう来週が今度、空くんで、来週、古市前課長に再度、証人喚問で。日にちからいけば、10日あればいいかね。28日。

それで、すみません。29日は、基地対策の代表者会議があるんで、私がちょっと29日が駄目なんで、今のところ28日しかないんですけど。それか、27日の議運が午前中あるんで、昼からでも。（発言する者あり）職員はね。（発言する者あり）ああ、宇多村君はね。だけえ、早めにそれ、3か4に決めたらいいんやないかなと思います。古市君を、証人喚問で来週ね、27日の昼からか28日で、調整をしてもらいたいっつちゅうことを、この前、古市君は言いよったよね。早めに。だけえ、子どもの病院の関係とかがあるんで、日程を調整してもらいたいっつちゅうことをやったんで、日程調整をして、証人喚問の日にちを決めたいなと思うんですけど、皆さんの都合で27日の午後と28日というのは、予定はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） いいですか。そしたら局長、古市前課長に、27日の午後からか28日で、証人喚問でお願いしたいけど都合どうですかってことで、前もって日にちを調整させてくださいってことで連絡してください。これは、もう向こうからの要望でしたんで。

○副委員長（宗 裕君） 宇多村さんは今、どこが勤務地なんですか。

○委員長（武道 修司君） 福岡。

○副委員長（宗 裕君） 福岡。そうなんですか。

○委員長（武道 修司君） それで、宇多村君と田村君はどうしましょうか。3日がいいですか、4日がいいですか。9月の。私は、今のところ3日も4日もオーケーです。（発言する者あり）はい。それなら、ただ、その日程のところを調整せんにやあいけんけえね。（発言する者あり）だけえ、3と4で、今、4が議案質疑って今、入れちょうどけど、それを5日にすればできるつちゅう話になるんで。

○事務局長（桑野 智君） （聴取不能）これで宗さんがオーケーで入っていました。議長と（聴取不能）一応この予定で（聴取不能）。そこは、ちょっと確認しないと。

○委員長（武道 修司君） うん、確認して。（発言する者あり）だけえ、取りあえず3で、田村君も宇多村君もいいかどうか。9月3日。（発言する者あり）うん。それで、流れからいきやあ、5日の日が議案質疑のほうがいいと思うんやけどね。（「今までではそう（聴取不能）」と呼ぶ者あり）ねえ。ちょっと、またそれは議運の話なんで。（発言する者あり）

よろしいですかね。一応、9月3日の日の予定で調整をお願いをします。吉市前課長については、27日の午後からか28日で確認をしていただいて、調整した上で開催をしたいと思います。ということでおろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それなら、もう日程はそういうような形で進めていきたいと思います。取りあえず一旦締めて……。

○副委員長（宗 裕君） もう一点ちょっと、締めるまでにお願いがあるんですけど。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） エス・ティ・産業と太新工業の平成28年以降の全ての契約リストをお願いしましょうよ。ほら、ここに、のぶづか住宅産業、こんなふうに一覧表に簡単に出てたんだから、これ、コンピューターが出すだけでしょう。それはお願いしましょうよ、早めに。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 今、これがないと、いつから増えたかっていうのが分からない。

○委員長（武道 修司君） それは資料請求で。

○副委員長（宗 裕君） 資料請求を出しましょう。

それと、この資料請求に関してですけど、エクセルデータとか電子データももらいましょうよ。そうしないと、並べ替えたり集計とか紙ではできないから。これ、エクセルの一覧表としか思えないんで。紙も欲しいけど、エクセルの電子データももらいましょうよ。

それで、電子データに関しては外部に漏らしてはまずいと思うんで、議会事務局のみの管理にして、議会事務局で集計とかしてもらうのは問題ないでしょう。

○委員長（武道 修司君） ちょっと、それは相談してみて。

○事務局長（桑野 智君） はい。

○副委員長（宗 裕君） それはちょっと、この委員会での正式な要望っていうことで要求したいと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） ちょっと相談してみて。執行部のほう。

○事務局長（桑野 智君） はい。

○委員長（武道 修司君） ちょっとデータの問題なんで、それをもらえるかどうかは、また局長のほうから相談をしてもらいます。

○副委員長（宗 裕君） もらえないというのはあり得ないです。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず、ちょっと相談をしてもらえば。いいですか、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） それなら、これで一旦閉会といたします。

それでは、第12回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時41分閉会
